

平成24年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成24年12月11日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |    |     |            |
|-------|-----|----|-----|------------|
| No. 1 | 8番  | 徳田 | 進君  | (P59～P63)  |
| No. 2 | 14番 | 後藤 | 功君  | (P64～P83)  |
| No. 3 | 4番  | 藤田 | 節夫君 | (P84～P101) |

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	東宮清章君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程に入ります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第4、8番徳田進君の一般質問を許します。8番徳田進君。

◇8番 徳田 進君

1. 西郷村の地域防災力の強化について

○8番（徳田 進君） おはようございます。通告順に従いまして一般質問いたします。

西郷村の地域防災力の強化について質問します。まず、質問の第1点でございます。平成12年12月7日午後5時18分ごろ、宮城県沖で発生した地震は、宮城県で震度5、西郷村では震度4の地震を計測しました。幸い村内の被害がなく安心したところであります。平成23年9月定例会において、西郷村の地域防災計画の見直しについて一般質問いたしました。西郷村の安心・安全を守る、自分たちの地域は自分たちが守る、地方自治の原点、防災の原点はこの計画書にあると思っております。平成10年の8・27大水害、平成23年の3・11東日本大震災、この2つの大震災を経験し、その対応・対策等を盛り込んだ地域防災計画書は平成14年3月発行以来、追加や見直しは行われておりません。内容に不備な箇所が数多くあり、今の文言とは合致しておりません。災害に対する対応や対策、この根幹を示す地域防災計画書であります。また、災害は忘れたころにやってくる。今は災害は忘れないうちに必ずやってくる。これが災害だと考えております。この意味を含めて、質問の1点目である地域防災計画の進捗状況をお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おはようございます。8番徳田議員の一般質問にお答えいたします。

この地域防災計画についてのおただしでございますが、お述べになりましたように、この平成10年、8・27、あの大水害から始まって、そして先週の地震がありましたが、また去年の3・11、いろいろ私たちは想像を超える、想像を絶するこの災害に遭遇いたします。安全・安心といいますと、やはり警察、消防といったことが主になって、そして地域防災という形になるわけでありましてけれども、やはり去年の3・11以降の防災に関する機運、あるいは関心が高まって、どのように防災、減災、避けるのか、あるいはどう身を守るのかといった議論が本当に沸き起こっております。我が西郷村におきましても、ご指摘のとおり、平成14年の防災計画が今あるわけで

ありますが、去年の3・11以降につきましては、やはり相当この視点といったものについて深く、あるいは幅広く、そういった対応を記載すべきではないかという声が上がっております。現在、この水防法、土砂災害防止法、消防法等の法整備の改定も進んでおります。また、去年の3・11以降、自然災害の発生に対する防災環境の変化を踏まえまして、従前の計画の中身であります風水害、それから震災、そして資料等に細分化されたものをもう一步深めて、そしてより効果的な対応をすべきであるという観点から、見直しを今進めているところでございます。去年、この見直しとして終わらそうというところまでは来ておりましたが、さらに3・11の新たな視点が加わることになりました。国の防災計画、県の計画等の整合性も図る必要がありますので、これまでその調整は今進んでいるところでございます。主な改正ということはどういうふうに見ているのかといいますと、やはり耐震、これまで阪神・淡路等で法律がいろいろ変わっております。さらにといって、いろいろ耐震構造等の問題も今議論が出ております。それから、各業務が継続できるかどうかといった観点も新たに見直しが必要だろうということが言われております。さらに、地震に伴って火災等も連動している。こういったものの警報の関係、それから災害時の要援護者、テレビ等で出ておりました。消防団、警察、JRの新地駅のあの誘導の仕方等があったりして、いろいろ要援護者と言われた方々の移送といいますか運び出し、避難させる経路の問題等が今言われております。いろいろ指摘のある部分につきましては、そういった観点を各項目に入れ込む、あるいは修正する、そういった形でやっております。今後、村の防災会議あるいは県の防災会議の意見等を聞いた後に、最終的には村の防災会議をまた開き、そして決定していきたい。なるべくこの平成24年度には完成していきたいということで今事務を進めているという段階でございます。

○議長（鈴木宏始君） 8番徳田進君。

○8番（徳田 進君） 8番。再質問したいと思います。ただいま村長のほうから来年の3月をめどにある程度の方向づけをし、そしてまた発行できる運びになるのかというようなお話がございました。この国・県、そしてまた西郷村というのは地域、地域が一番大事な経験した、その内容が一番それに盛り込まれて初めての地域防災計画だと私は思うんですね。そういった意味において、ある程度の国・県の示されたその内容に関して、じゃ村でどのような人たちを構成員としてお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 地域に根差すというお考えのもとにの質問でありまして、同感であります。やはり地域を守る場合は、まずみずからの研さんを積む、あるいはそういった備えをする、あるいはその手段を勉強する、あるいはそれを1人ではなくしてご近所の方々、地域といったものがあります。もちろん学校あるいは事業所等の人が集まる部分も必要でありますので、まず、そういった部分のみずからの部分と手を携える部分が一番基本になるんじゃないかということで、西郷村自主防災組織といったものが今ございます。かつて昭和60年代からこの考えがありまして、現在26行政区

で組織されています。やはり地域の一体感の中におけるこの防災組織であります。なかなか指摘のように、現在、核家族とかあるいは地域の連携といったものについては、昔と比べますと希薄化しているというふうに言われておりますが、しかしながら、まだまだ地域は見守り隊とか、いろんな連携を深めている部分があります。そういったところが考えの元として、みずからの地域と人がそういった連携を保っていく。さらに、みずから守る部分が地域で、あるいは村で、自助、公助、共助といった考え方がうまく連動して動き出す。消防団はもとより行政区長様、民生委員、それから各そういったOBの方々と、あるいはボランティアの方々、いろいろが組み合わさってこの自主防災組織といったものが、よく文化財の防火デーとか何かに地域が出て消火訓練、あるいは避難経路の確保、あるいは水利の問題、いろんなことが話し合われます。そういったことが基本になりまして、地域が基本となる自主防災組織が各行政区等に広まっていく、さらにはそれを通じて防災に対する意識あるいは手段、新たな対応の仕方等が話し合われて、より強固な体制がつけられていく、それが目指すところではないかというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 8番徳田進君。

○8番（徳田 進君） 再質問いたします。今、村長のほうからいろいろな西郷村の防災にかかわるいろいろな人たちの取り組みというようなことで、そういった形の構成人員によりやりたいというようなことで理解したいと思えます。それから、今の震災や放射能、本当にこれはここからどう我々の身を守るかというようなことに関して、かなり専門的な知識を有する人たちの意見を聞かなければならないというようなことで、ぜひともこういった震災、そして防災に関する専門的知識を有する方たちの意見を十分取り入れた構成人員の中に入れていただければ幸いといたしますので、その辺を一つよろしくお願い申し上げたいと思えます。ということで、平成25年度の3月には発行できるというようなことで理解しますので、ひとつこの点に関してはよろしく進めていただきたいと思います。

それでは、質問の2点目に入らせていただきます。

自主防災組織連絡協議会等の設立についてお伺いいたします。災害が発生すると食料から燃料、ライフラインや道路や交通の麻痺状態、そして避難者誘導など、一度に襲ってくる災害には生活手段が奪われ、全くパニック状態に陥ります。村内地域においてさまざまな災害対応が求められます。村には避難施設であるコミュニティセンターや公共施設等があります。行政区民が一堂に避難できる、そういった場所があります。避難に対し隣の人たちの顔が見える、安心が確認される、これが本当の住民避難場所であり、地域のつながりができる絆だと考えております。今地域でのつき合いの程度は低く、まして地域の皆さんの防災に対する意識は不足していると思っております。地域のつながりが非常に大事になります。西郷村自主防災組織連絡協議会等の設立についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今回この3・11、あの後、どういうふうには人は行動したかと、

西郷村の夜12時をあのときは過ぎまして、各集会所ですね。あそこをずっと見ました。ちょうど11時、12時ごろでしたか、羽太からずっと回ってきましたが、やはり夜はストーブを焚いて、一部停電していましたので、消防団あるいは区長様方、総代の方々、各役員の方々が主たる対応をした。もちろんおじいちゃん、おばあちゃん、子どもさん方も避難されておりましたね。ずっと見ましたが、各集会所はあの状況ですと、やっぱり今言われたとおり、1人であるよりはみんなで情報を交換したい、あるいは物を持ち寄りたい、あるいはどういった対応をするかを話し合いたい、いろんなことが夜中であっても、片方で寝ている人がいても、やっぱり消防団あるいは地域の方々はその話し合いをしていました。全部そうです。やはりああいった想像を絶することになりますと、まず情報、あるいは対応策といったものについて非常に関心が高くなります。携帯ラジオを持ち込む、あるいは燃料、ストーブをがらがら焚く。非常に寒い晩であったということがあって寂しい、あるいはどう対応していくかということに非常に大きな関心が出てきますので、やはりその拠点である集会所、西郷村は3つ、段ノ原、虫笠、真名子の集会所が倒壊しましたので、その部分をいち早く完成はしましたが、人が集まる場所において、より強固な施設というものが求められるというふうに思います。その箱ができますと、今度は今言われたように人がどう連携するかということになります。情報はやはり携帯が届かなかつたり、あるいは電話線がということもありますので、人がこの情報を、もちろん役場職員、あるいは消防、あるいは警察、いろんな方々がネットワークを講じておられますので、そういった情報を共有しながら、食料から水の問題から今言われた放射能の問題から、いろんな対応をしていくというふうになりますので、今まであります自主防災組織がさらに今のより深まった観点から組織されるといったことは、いいことであるというふうに思いますので、各地域全部がだんだんできていきますように、まだ半分ちょっと超えておりますので、半分を超えた、残っているの方々に対しましてもいろいろそういったことを話し合いをして、そして組織を連合として、あるいは行政の新たな課題に対する対応の一集団として、そしてそれに連合化ができればいいと私も思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 8番徳田進君。

○8番（徳田 進君） 2つの大災害を経験して、地域の実情を一番把握しているのは行政区長さん、民生委員の方々、そして消防や行政にかかわる人たち、地域コミュニティの核となる人たちだと思っております。村内の、そして各種団体のボランティア活動で参加しているの方々、こういった人たちが一番地域を知っている方です。そういった意味において、ぜひともこういった人たちがこの地域自主防災組織のメンバー等に加入して、ぜひともいいような方向につくられればなと思っておりますので、村長、この辺に関してひとつお答え願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 同感であります。やはり地域というのは、水利から、あるいはいろいろつながりといいますか、やっぱり強固なものがあります。また、その上に立つ

た歴史伝統等もありますので、人はいろんな意味で多重的に重なり合って情報、あるいは災害に対する対応をしてきたという歴史がありますので、おただしのようにそういった方々は一番重要でありますので、メンバーの中にぜひ入っていただいて、より強固な組織になっていただきたい、そのように思っております。

○議長（鈴木宏始君） 8番徳田進君。

○8番（徳田 進君） あと村長、今非常に災害弱者と言われる子どもや女性の方々、また、高齢者の人たちや介護を要する方たちの避難や救助、こういった方たちのいち早い避難に関する初動体制は大変重要と私は思っております。そういった意味において、こういった施設、こういった一番災害弱者と言われる方たちのこれを一つ大々的に盛り込むような形で、この地域の自主防災の連絡協議会等の中に強く入れていただければなと思っておりますので、村長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 弱者と言われる方々をどうするかということのお話がありましたが、去年の対応では、やはりお年寄りのひとり暮らしの方々とか高齢のみの方々とか、200世帯以上ありましたですね。そこに民生児童委員の方々等がいち早く手分けをして、区域ごとにいろいろご相談、あるいは物資の援助とかいろんなことをされました。それも何回も行かれました、私どもはその情報を承ったところでございます。やはりそういった組織がある、あるいはそういった活動を日常されている方々というのも、またその部分に関しましては特別な情報をお持ちでありますので、そういった方々にもぜひご援助、ご協力をいただいて、そしてその組織を強固なものに、ぜひご支援をいただきたいという気持ちを持っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 8番徳田進君。

○8番（徳田 進君） 今、村長の答弁で理解しますけれども、最後ですね、西郷村の自主防災組織連絡協議会、この設立、より強固なものになるということで理解して、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 8番徳田進君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君。

（「議長」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 何ですか。

（「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行について議長に申し上げておきますが、先ほど来から村長答弁を聞いておまして、村長答弁が何を言っているのかさっぱりこれ理解できないので、議長から喚起していただくことを望むものであります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） しかるべく取り計らいます。

14番後藤功君。

◇ 1 4 番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について
2. ごみ収集について

○ 1 4 番（後藤 功君） みんなの党の後藤功でございます。ただいま議事進行で村長にということだそうです。今定例会、私ちょっと、いつもより早い順番で回ってきました。いつも午後からですので、ちょっと午前中というのは調子狂ったんですが、いろいろな点について執行部、村長に伺います。

今、日本では選挙、衆議院が解散されまして選挙たけなわですね。世論調査によると、大体帰趨が自民党圧勝じゃないかと。みんなの党は、何だ、伸び悩んでいるなんていうと、ちょっと私も意欲をそがれるんですが、これはやっぱり第3極と言われるこの戦略が間違っただんじゃないかと、私なりに分析しますとね。ということは、橋下市長率いる維新の会、これも最初は相当私も期待をかけたです。マスコミなんかも相当維新の会が政局の主導権を握って、これはもう民主党、自民党を沈没させて一挙に政権を奪取するんじゃないかと、このように言われましたが、何だかもう日がたつにつれてしぼんじゃって、そういう意味では私も期待していたんですが、がっかりしました。分析するとね、これはやはり石原新党、これと一緒にになったというのが何か焦点ぼけしちゃってね。なんでこの西郷の村議会でこんなことを、関係ないかなんて思われるかもしれませんが、やはり我々のよって立つ日本の国家がまず最初にあって、それで西郷村もあると、そういう行政機構の上から数えればそういうことですね。決して無縁ではないということで述べるわけですが、非常にそういった政治状況の中で本当にこの政界再編をやって、そして大体同じような考えの人が政党を組んで政権を担うと、そういうことが望ましい姿じゃないかと私は思っておりました。しかしながら、今の状況から見ると何か野合というか、いろいろそういう政治的なかけひきとか、そういうことで国民が望んでいるようなまた政権が期待できるかと、どうもその辺が怪しいですね。そういう状況で私もね、私も国会議員じゃありませんから、いくらどうのこうのと言ったってどうにもならないわけです。しかしながら、末端とはいえ、この地方議会で私も党に所属しております。そういう関係上、これはやはり自分の考えなり、みんなの党の政策なりを地道に訴えていくことによって、世の中を少しでも変えていかなきゃならんのかなと、そういう思いでおるわけでありまして。

ついでながら、我が党の、みんなの党の政策というのはこういうふうには、この場で宣伝しておきますけれども、小林さん風に言えばこうですね、こういうことで大々的に政策をやっておるわけですが、我が党はとにかく徹底した無駄を省いて、そして効率のいい要するに行政をやるということです。そういう基本的な観点から、私もこの地方議会でそういうことを政策を展開しているということなんですね。それで、村長にお聞きしますが、村長はこの日本国という国家観、それから国家主権あるいは地域主権ということがございます。それで、例えば外交にしる内政にしる、これは一地方自治体の首長は関係ないと、そういうことじゃないです。やはり基本となるべきはね、日本の国の行く末がどうあるべきかと、そういう観点からやっぱり一観を持っていな

きゃこれはやっぱり政治家としての存在意義がないと思います。それで、どのような国家観をお持ちなのか、ちょっと披瀝してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の一般質問にお答えします。

村長の政治姿勢という通告がありました。やはり今言われていましたように、私たちは西郷村の村民であると同時に福島県人でもあるし、あるいは日本人でもあるというふうになっています。よって、国家の一員としてどのような日本になっていくべきなのかということは、常々考えているというのもまた一部分だとあります。さらに、国家としてというよりも、国際人としてということもまず一つは求められる。日本人として国際的にどう寄与するかということも憲法に書いてありますし、そういった意味でいうと、憲法の前文、私たちは国際的に一定の地位を占めたいと思うというふうに書いてあります。やっぱり憲法の前文にあるように、我が日本は戦後、太平洋戦争あるいは明治維新以降、やっぱり明治においては富国強兵、列強に対峙できる力を持つと、大正は今言われているようにデモクラシー、新たな文化を享受する、そして戦前は昭和の恐慌に始まって、そして暗い時代がありました。やっぱり危機があったりという日清・日露から引き続く盧溝橋事件、昭和7年、それから12年の支那事変に至って16年、ありました。そして、戦後はやはり連合国に負けて新たな憲法をつくってというふうにも書いてありますね。そういったことにおいて、国際的にある一定程度の地位を占めたいと思うという意欲のもとに国づくりをしてきた。どのように生きてきたかというふうに言いますと、やはり経済力を占めて、そして技術立国として小資源、資源が少ない37万平方キロの国土をどう管理して、そして1億の国民をどう生活水準を上げていくのかということにおいて、やはり国家というものの中央集権から地方分権、あるいは今のこの地方自治制度といったものがあるというふうに思っております。やはり人が安らかな、あるいは望ましい一生を送るための土台づくりといったことに我々の先輩の方々は努力をされてきましたので、今後ともこの日本の実情、島国であること、あるいは日本民族、この文化圏は漢字ですね、日本語というのも日本人だけしか使いません。そういったことにおいて、これまでの来し方、あるいは行く末を見た日本人の文化・文明、そういったものをさらに展開、拡大していくべきではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま村長の国家観というか、ちょっと抽象的だったんですが、私はこれは有史以来、日本の歴史をひもとくと、文化は中国からやってきたと。同じ漢字を使う民族であると。しかし、中国と日本はやはり違うんですね。日本人は日本人の独特のやはり文化、そういうものをはぐくんで今日に至っているわけです。その点、民主党が鳩山政権以来、中国に対してですよ、甘いというかそういう、鳩山元総理は東シナ海を友愛の海にしようなんてね、友愛どころじゃないですよ。友好、友好というのもあまり私は好きじゃない。日本はなんで中国だけ友好と言うんだと。アメリカ、その他いろんな国がありますが、友好なんて言っていないんですね。中国

だけは友好、友好。ということは、裏を返せば友好じゃないからこちらを言うんだらうとね。私はそれ、今子どもたちもお見えになっているいろいろ教育長ね、学校教育の中においても、私から言わせれば本当のことを言っているのかなど。ただ格好いい、仲よくすればいいとか、そんな国際情勢は甘くはない。しかし、理想は学校教育ではいいでしょう。しかし、相手が盗人、泥棒のようなそういうことをやってきたら如何に対処するんだと。いや、話し合いで、話し合いで。それもいいですよ。しかしながら、世の中は必ずしもそうっていない。そのために未然に防ぐ方法は何だと。やはり我々は自己責任において一つの守るべき日本の国土、そういう主権というものを確固たる信念に基づいて守らなきゃならない。それは単なる言葉の友好とか、そんな生っちょろいことではとてもじゃないが現実に対応できないですね。

現にこの尖閣諸島に中国船が毎日のように接続水域、領海も侵すと。そういうことでどんどん既成事実を積み重ねてやってきていると。このことに対して、政府はまあまあ、あまり刺激しないと。もともと日本の国土であるんだから、そんな遠慮をする必要はないです。堂々とこれは日本の国だと管理すればいいじゃないですか。そういう何かわけのわからない曖昧なことをやっているから、この学校教育においてもですよ、きちっとした教育ができていない。要するに教育というのは、いいものはいい、悪いものは悪いと、そういった確固たる毅然としたことを教えなきゃだめなんですよ。これ村長に言ってもしようがないですけどもね。文部科学省のそういう日本の、要するに日教組に支配されたそういうことがだめなんですよ。この際、こう言うておきますけれども。いろいろこれ、私がここでいろんな展開していたら切りがないですけども、要は私は国家観というものはやはり身近なそういう、端的にわかりやすく言えばそういうことじゃないかと。何もそんなきれいな言葉で曖昧なね、みんな仲よくなんて、それは理想ですけども、一方、そういったきちとね、主権を侵されるようなことがあったら断固として日本は毅然と戦うんだと、そういうことが今は政治に求められている。その点について、石原慎太郎さんは特にそういうことを言っていると、おれも全くそう思います。そういう考えも私も同感です。

しかし、今選挙の中でいろんな曖昧なことで、全然一つのムードでやってきているわけですが、これ村長の政治姿勢ということで、私はいろんな広範なことでお聞きしますが、原発問題しかり、すべてそうですね。その本質的な問題を何かぼかしちゃって、そして今は除染、それから復興という名のもとに浜通りの実際の相双の特にひどい自治体、これなんかに対してもいまだ何らその指針というか、政府がはっきり決めればいいんですよ。ここは住めないんだから、皆さん、申しわけないけれども、補償はきちりさせてもらいますからと。もう将来そういう不安定な状態ではとても住めないと。ここは申しわけないけれどもふるさとを捨てるような。しかしながら、政治はそういうことをきちとやらなきゃだめですよ。それで私、何というか、村長は町村会長であられるから、そういうことをやはり県あるいは政府に対してきちり言うべきなんです。現に私、その被災者の浪江町あるいは大熊町の人が西郷にも来ています。その人たちが言うんですから。いや、そんな帰れなんてそんなこと言ったっても

う住めないんだから、早くきっちり補償するならば、そういうことをなんで政府はやらないのかなと。西郷の議会が何やっているんですかと、いや、私はそういうことを単なる情緒論じゃなくて、きちっとした、もうだめなものはだめなんだからということで補償なりきちっとやったほうがいいよと。でも、政府がぐだぐだ復興庁はつくった、福島出張所をつくった、しかし、じゃ何を機能しているんだと。何一つそういう具体的な姿が見えてこない。何かやろうとすれば、要するに行政の縦割り行政の中でまだいろんな省庁が問題だと。そういうことをいまだに繰り返しているんですね。

私は村長に言いたいのは、もっと首長がそういう現状を把握して猛攻にしなきゃ、とんでもない話だと。ましてこれ選挙をやっているわけでしょう。そういうきちっとした指針を示せないような政党は応援できないんだと。ですから、今選挙だってこれどこへ、被災者の我々は何をもってぶつけていいかわからないですね。ただ脱原発だ、脱原発だと。私も脱原発の立場ですが、しかし今、喫緊の課題は、被災者の16万人を超える人たちが避難を余儀なくされて、仮設住宅あるいはいろんな沖縄まで避難しているわけです。この問題を早急に解決できない。この1億2,000万人の日本国、GDPね、国内総生産は世界第3位か、中国に抜かれたから。そういう経済力、あるいは知的にも日本人は相当レベルの高い、我々の国民性から。そういった英知があるにもかかわらず、原発が起きたのはこれ大変な問題だけれども、何一つパッパッと迅速にやれないというこのいら立ちは大変なものです。私は精神論でどうのこうのと、そういう言うつもりはありません。現実的に、じゃ賠償はどうなんだ、補償はどうなんだ。浜通りのあの地域ではもう住めない。数千万円かけた家ももう野ざらしになって、庭は雑草の伸び放題。まさに荒れ放題ですよ。そこで学校はだめ、病院もだめ、働く職場もない、インフラも整っていない、水道も出ないと、そういったことで5年間をめぐるとかそんなことを言っている場合じゃないです。もうさっさとあきらめるところはあきらめろと。私こういうことを言ったら相当非難も受けるでしょうが、しかし、それは政治家はきちっと言わなきゃだめなんです、見極めない。金だって余計なところでどんどん使われて、結果的に何が何だかわからないでしょう、これ。こういう議論を私は国会で本当はやってやりたいけど。その資格がないからここでやっているだけけれども。まあ本当に腹立たしい、何というかいらいらしますね。村長にお願いしたいのは、私はそういうことなんです。もっと強力なね、何を言っているんだと。それこそ喧嘩腰でやってもいいんですよ。

現に福島県の現状も知らない連中がね、東京の、あるいは遠くで安全地帯にいて、あれは安全だとか復興だ、じゃ実際にあの原発の双葉町、大熊町、浪江町に行って住んだらいいでしょう。みんな逃げたところと言っている議論なんです。そんなに安全だったらそこへ住みなさいと。かわいい子どもや孫も一緒に住んでみなさいよと、そこからする議論なら私は信用してあげる。そんなこともしないですよ、そんな東京の安全地帯にいてそういった議論を振りかざされて、また、福島県民もこれおとなし過ぎるね。もう少し本当はこれね、従来、昔はいわゆる革新勢力、労働組合が旗立

てて大変な騒ぎしたんだけど、今はその旗の一つも立てて騒がない。どうなっちゃっているんでしょう、この日本人というのは。これだけひどい目に遭わされて、だれ1人あれですよ、とんでもない話だ、このやろう、どうのなんていうこと聞いたことがない。東京ではこれね、再稼働反対なんて言って金曜日に毎日やっている。しかしながら、本当にこれ福島、東北の人はおとなしいとか物わかりいい、そんなことでおだてられて、とんでもない話です。一体どうしてくれるんだと。

昨日もこれ、西郷の議会では決議してまた新たな運動を展開しますが、このいわゆる賠償ね、4万円でこれでもう終わりなんだと、とんでもない話だ。これは金額に換算できないことがいっぱいあるわけですよ。皆さん言っている。いや、春になればワラビやフキやフキノトウ、何でもとる楽しみが失われた、秋になればキノコ。何でも。そういう一切この自然を相手にした、それを売った、買ったという人もおる。そして趣味の人、あるいは遊びで山に行く人、こういう人生の一つの重要な楽しみをみんな奪われちゃったんです。たった4万円や8万円でふざけるんじゃないというの。こういうことが東京電力にしる国の連中にしろ、役人がみんなわかっていないんです。だから、そういうこともお金に換算したら大変なことなんですよ。これはその一端ですけども、そのほかもろもろ大変でしょう、これ。精神的なこの被害ね、これ延々続くんですから。私たち、これ生きている限り、いつ白血病になるんじゃないかな、この放射能が原因してがんになるんじゃないかな、がんじゃないか、このプレッシャーは大変ですよ、これ。今ここに見えている小学生の皆さんだってこれね、どうなんですか。一生大変ですよ、これ。我々はこれ60過ぎれば、あと何年だなんて言う人もいるけどね。おれだってまだ死にたくないからね。だから本当、こういう精神的な、物的あるいはいろんなことで大変な被害を受けている。これをやはり私は村長にストレートに、もっと怒りを込めて、インパクトのあるそういうことをやってほしいんです。それがなかなか何かちょっと迫力に欠けるような運動だから、この議会でもいろいろな同僚の皆さんから、村長、一体何やっているんだと、そういうことなんです。そういうことでありまして、その辺の村長の今後の原発の放射能災害について、どういふふうな運動なり賠償の責任追及なり、町村会長としての立場での運動をどういふふうに考えているんだか、それを聞かせてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の核心は、やはり本当にこの実情といたしますか、そういったことを政府首脳内部あるいは霞が関です、わかっているか、どう伝えるかということでありまして。一生懸命やるというふうに言っておきます。これまで、今言われたとおり、どういうことをやってきたかといいますと、私も首相官邸、菅総理、野田総理に会っております。藤村官房長官にもお会いしました。それから、官房副長官も何回も行っております。今言われたとおり、実情を訴えて今の危機あるいは現在の状況を協議するという意味でお願いしているわけでありまして。どういうことを言っているかといいますと、まず1つはやはり現地の実情です。被害といったものがあって16万人、これも具体的です。私も行く時々には狼山の仮設住宅ありますので、あそこに双

葉町の方が行って、あの地域のコミュニティの区長様がやっただいております。だんなさんが去年亡くなりましたね、7月に。やはり余震が怖いということで家に入らなかったということで亡くなられてしまって、奥さんは今、ちょっと家にばかりいられないので仕事をやっているということを行っています、まず一番は今言われたとおり、私たちは帰れるのか帰れないのかをはっきりしてもらいたい。帰れるのであれば帰れるように、そういった手だてを、もちろん除染から今言われた放っぼり投げであるような新築住宅抱えていますね、ローンを抱えて。そういった問題をやっぱり解決して、帰れるなら帰れるようにしてもらいたい。帰れないとするならば、今本当に言われたとおり、何十年も帰れないということをはっきりして、そのための手だてを講じなければならない。もちろんそのためには、教育も仕事も医療もすべて完備しなければ新たな一歩が踏み出せない。この点についてぜひ言っていただきたい、こう言われております。

私もこの部分については本当に、経産大臣、枝野さん、環境大臣、細野さん、復興大臣、平野さん、毎回会っています。高木文部科学大臣が去年ここに来ましたね。熊倉小学校の除染を見ていただきました。そして校長室で1時間話しました。やはりそういったことも含めて、国会あるいはもちろん自民党、民主党、公明党、各本部の党首の皆さんにも会っています、何回も。そして、そこでいち早くこの今の避難の部分をどうリカバリーしていくのかという問題と、まず一番は今の放射能被害がいつまで続くのか、どれほどの健康被害があるのか、そういったことを科学的にやっぱり根拠を示して、そして政府声明として出してもらいたい。それもNHKと教育テレビで毎週やってもらいたい。全国の新聞にはそういった廃炉の、あるいは原子力の今どういった工程表があるのか、これを示すべきだ。もう一つは健康被害、あるいは今の物理学的な医学的な見解を出すべきである、そのように頼んでおります。もちろんそれでも足りないということがあって、知事とウイーン、オーストリアの国連に赴きました。そのときも国連のあそこはエネルギーの部分であります。IAEA、世界のエネルギーをつかさどっている。その中の事務局長、日本人、天野之弥さん、あの人に頼みました。今の同じことを頼みました。国際的にも今やはりムルロア環礁とかビキニとか、世界がこれまで水爆、原爆の実験をやってきた。そういった知見があるはずだ。日本は長崎、広島がある。さらにスリーマイルあるいはチェルノブイリ、こういった知見を総動員して、世界としてやはりどこまで守るべきなのかといったことを今の時点でも出すべきである、出してもらいたい、そのようにお願いしました。それによって基準ができる。基準がある程度できるというふうになりますと、それは今度の一つの安心が生まれるかもしれない、それ以下については大丈夫だろうという安心感が。

しかしながら、今の時点ではなかなかそこまでは明言できる人はいないというふうになりますと、それ以外で明言できないとするならば、それに起因して将来起き得るとするならば、そういった病気とかの対応については国家として100%対応できる法律をつくるべきだ、去年これは支援法ができましたですね。ただ、もう少し詳しくちゃんとした法律にしてもらいたい、そういうこともお願いしているところでありま

すので、議員言われているとおり、本当に私たちは今までよくこのことについて知らされてもないし、勉強もあまりしませんでした。私もよくわからなかった。しかし、これまで藤村先生の勉強会、あるいはこの前の木村真三先生の勉強会、これまでいろんな勉強会をやってきましたが、なかなかこの学説は分かれております。分かれてはいますけれども、今の部分ではだめだと、それをやはり強固なものに、あるいははっきりしたものに近づけていかなければ、この不安といったものは解消できない。よって、不安が解消できなければ、風評といったものは無制限、無定量、無期限、こうなるというふうに言ってきております。この部分について、より福島県に常駐して、復興本部は福島ですけれども、やっぱり今度はJヴィレッジにできるという、東電の福島本社もできるということらしい。ぜひこの部分についてはさらに語気を強めてといいますか、言われたとおり、私たちはそれをやる義務があるというふうに思っておりますので、今後努力してまいります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長ね、従来の答弁の域を出ないという感じなんですよね。非常にこの放射能災害、今度の原発事故というのは深刻なんですよね。これは実際、お尻をつねられて痛いとかそういうあれじゃないから、わからないんです、これ。しかしながら、福島県民はね、私はこれネガティブにとらえれば実験をされているんじゃないかと。いろんなデータをとって、1年目はどうだ、あるいは3年、5年たったら健康状態だ、これが全然何でもなかったらこれは幸いなんです。望むべくところは私はそうなんですけれども、しかしその前に、もし後でそういういろんな健康被害が起きてきたら、今の時点で何をやるべきかということですね。そうすると、異常にしろ、今そういうことを考えているんだということだけれども、これ一村長がどうのこうのではありませんよ、確かに。あまりにも国がずさんな、この期に及んでも非常に遅々として進まない。この医療体制だってそうでしょう。じゃ原発絡みで白血病になったとか、それに準ずるいろんな症状が出てきた。その場合、医療費は無料なのか有料なのかと。そういうことがいまだにはっきりしていないでしょう、これ。私は、18歳未満とかそんなことじゃなくて、福島県民は少なくとも一生涯、これはもう国で補償しろと、そういう安心感を与えなきゃこれは大変ですよ。もし病気になったらどうするんだと。中には保険にも入っていない人だっている。あるいは今はたとえ国民皆保険で3割の自己負担があったって、その3割が払えない人がいっぱいいるんですからね。いや、おれ聞くんですよ。医者が高くてとてもかかれないと。おまえ保険入っていないのか、いや、入っているけれども、いわゆる3割負担ができないと。こういう人がいっぱいいるんです。なおかつ、そこにこの原発絡みで放射能絡みの病気が多発、頻発したらどうなっちゃうのと。今はみんなすぐに健康被害を受けていないから、のうのうとみんなしているけれども、これがあちこちでできたらパニックでしょう、これ。そのための手当てを早くしなさいというんです、その医療問題にしろ。除染もしかり、それが今度始まる。そういう体制が遅々として進んでいないという、国は。これは民主党政権のああいふ脆弱な政権だから対応できない。もともと能力ないからだめなん

だと。今度はその反動としてやっぱり自民党だと、そういうふうになっちゃうと。自民党だってこれ怪しいものだ、まだね。

昔は厚生省の族議員だなんていって、今度は厚生労働省の言うことをまず国民に押しつけて、そして自分たちは、昔は厚生省だから、医師会に頼まれれば医療費をどんどん上げると、医者を取り分をもっと増やせと、みんなそういう一つの、先ほど私が言った国家観も何もないんですよ。要するに既得権益に議員もそこにやってやって、じゃ後でその見返りとして政治資金をもらったり、あるいは票をもらったりするから、そういう大局的な国のあるべきことはどういうことかとか、人間の生きることとしてどういうふうなことがいいんだと、そういうのを抜きだから。何でもあり、とにかく食ってやれと、今の世の中ほとんどそうでしょう、これ。そういうことは私は、人間だから多少なりともそれは認めるけれども、あまりいき過ぎるとこれは大変になっちゃう。そういうゆがめられた行政をやられると、これは被害を受けるのは一般の住民なんです。ですから、私は今回この放射能災害、原発災害でね、これはもうきちっとそういう声を政治の場で、声高くと殊さら言うわけじゃないけれども、言っても言い切れない要素があります。ですから、これはとにかく運動しなきゃ話にならないですね。我が西郷村議会なんていうのはこれ、福島県でも、手前みそになりますが、本当にこれ常勤職員と同じです、これは。年中放射能特別委員会だ、あるいはいろんな委員会だ、東京にも行く。これは本当に私たちは、そういう意味では運動をやっているほうです。しかし、ほかの町村は何かのんきに構えているんですな。県もそうだから。県の役人なんかもこれ、ついでだから言うておくけれども、何やっているんだと。大騒ぎもしない、県知事はじめそうでしょう、これ。私は村長じゃないから、県知事の悪口言ったって全然何ともないから。

○議長（鈴木宏始君） 続行しますけれども、切りのいいところで1回休憩に入りましょう。

○14番（後藤 功君） ああそう、じゃそうしてください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時25分まで休憩いたします。

（午前11時04分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

14番後藤功君の一般質問を続行いたします。14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 中断しまして、引き続き続行します。

先ほど、県の仕事はどうも緩慢でどうしたんだと。この西郷村の議会で県の行政機構云々をどうのこうの言ったって、我々は命令できないしどうにもならないんですが、それにしても福島県、当事者の被災県としてはもう少し真剣に切実なこの住民の悲惨

な状況を把握して、そして国あるいは東京電力に対してもう少し実になるような、果実の取れるようなことをしなきゃだめだと、そういう話でございます。それにつけて佐藤村長にはですね、町村議会の会長という立場から、もっとなお強力でこの住民のそういうもろもろの願い、あるいは苦しみというものをぶつけてほしいと、そういうことでございます。原発、いろいろこれからも同僚議員がするので、私からはこの辺にしておきますが。

それと今回、行政機構のいろいろ課題ということで、みんなの党は従来から行政の無駄遣い、3党合意によって自公民の過日の消費税法案が議決されました。それによって増税は確実になされるであろうと。そういった中で、みんなの党は、増税の前にやるべきことがあるだろうと。これは民主党を離党しました小沢さんがね、今現在は未来の党ですが、あの人が離党するに当たって消費税反対だと。やはり消費税を上げる前にやるべきことがあるだろうと、そういう立場です。これは我々国民はそういうことを、自民党の長年の政権時代からこれは言われてきた。それで、民主党が政権をとった暁には、いろいろな行政のそういう無駄とかいろんなそういうしがらみの政治、そういうものをぶっ壊して新しい世の中に変えていくんだと、そういうものを期待して国民は選択をしたわけです。ところが、政権をいざ取らせてみたら、何らそういうことをやらない。ただ口先でごまかして。野田総理なんていうのは、これは非常に罪深いお人ですよ。あの野党の民主党時代、国会の質問で何を言ったかと。シロアリ退治しろと。時の自民党政府に対して、野田総理はシロアリ退治が先だと。街頭演説をバンバンやっていたと。だが、一転して自分が総理大臣になったらそんなのは知らん顔。そして増税だと。選挙公約にもうたわれていない消費税増税だと。財務省の本当に忠実な犬というか、そういうことでもうやっているわけです。今までの政治信念、自分が掲げてきた政策をあっさり放り投げてですよ、それでシロアリ退治ということは、もう庶民の本当に切実なそういうのは関係ない、財界あるいはマスコミ一体となったそういう増税キャンペーンでやって、そして自公民のその3党合意、まやかしのそういうことでやってきたと。

恐らくこの選挙が終わったら、自民党、公明党は従来から来るけれども、民主党も恐らく連立するでしょう。松下政経塾の今の民主党の中核は、200、300人の議員なんか落っこちてもいいんだというような、ちまたの新聞なんかで。自分らだけが、要するに30人でも40人でもなって自民党と手を組んでですよ、それで大臣ポストでももらってあとはいけばいいんだと。それが本音でしょうね。恐らくこの選挙が終わったら、そういう姿が見られるんじゃないか。皆さん、よく見てください。こういう茶番劇で今選挙が行われているということを肝に銘じていただきたい。我々はあくまでも増税する前にやるべきことがあるだろうと。ということは、この行政機構において無駄が非常にあり過ぎる。それから、民間給与に比べてですよ、公務員給与が突出して今高くなっている、相対的に。これをやはりね、だれしも給料が高いというのは拒むものではありません、人間は。しかしながら。あまりにも民間の給与と乖離があり過ぎる、近年は。そういうところを全然メスを入れなくて増税だと。これはと

んでもない話だと。公務員の給与だけじゃありません。

それから、いろんな地方自治体に我々のこの西郷村、地方自治体にあっても非常に無駄な税金の使われていることがあると。端的に言えば、今問題になっている西郷観光における問題ですね。これなんかも多額の税金が注ぎ込まれている、毎年毎年。それを我々はちゃんとした金の使い方をしなさい、また、効率的な会社運営をしなさい、それから赤字体質、この先そういう黒字、少なくともトントンでやっている経営体が望めないならば、これは一たん解体して再構築すべきであると、そういうような今事態になっております。それから、いろんなありとあらゆるところに私は無駄があると。といいますのは、佐藤村政、平成24年度予算を見ても従来からの予算の前年度踏襲主義、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドじゃなくて、私はもう時代にそぐわないことは事業はやるべきじゃないと、新しいニーズのあるところに予算を振り向けてはどうかと、そういう提言もしてまいりました。これはもう時代のいついかなるときもそうなんですよ。しかしながら、旧態依然たる予算編成をしていると。これなどもよく精査して、時代のニーズ、住民のニーズにマッチしたことを行政はやらなきゃならないんですよ。それを何らそういう工夫することなく延々と続いている。実はこれが問題なんですね。こういったことにも果敢にやはり政策をやっていかなきゃならないと。これではやはり納税者は浮かばれないです。納税者のサービスというのは、じゃ年々サービスを受けられているのかと。年々減っているわけでしょう。ところが、税金を使う側は、何ら今のそういう経済状況を何の痛痒もなく延々と旧態依然たる体制でやっている、これが問題なんです。その辺を村長はいかなる、そういう今後どういうふうな政策展開をしてこの問題についてやっていくか、それをお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今言われたような国家における借金、1,000兆円を超える借金がある。どのように打開していくのかということ。それから、オバマ政権も同じですね。2,000兆円以上と新聞に出ていましたね。ただ、比率からしますと日本はその倍であると、比率からすると。そういう状況にあって、どう打開していくかというのは大きな今後の財政運営になります。では、我が西郷村はというふうになりますと、その域を出ません。なぜか。経済が好転するかどうかにかかっています。すべての産業がうまくいく、そしてこの産業が成長すれば当然税収も伸びていく、こういう中にあります。では、この経済は好転できるのかというふうになってきます。今言われましたとおり、それが先不安であれば守りに入るしかありません。守りとはどういうことか。今言われたことだろうと思います。やはりよく見て、今言われたように無駄がないようにしていきたい、そういうふうにするしかありませんね。やっぱり本当に経済はなかなかコントロールが難しい。昔は財政出動をして多少なりともそういったことが数字としてすぐ出る遅行系列、先行系列いっぱいあります。そういったことに出てくるこの経済政策、あるいは日銀の金融政策を絡めてやってきましたが、このごろはそういうことじゃなくて、やっぱりヨーロッパ、アメリカ、アジア、そういった三分のこの経済の絡まりがどのようになっていくのかと。その中における国家間の

競争でやっぱりテクノロジーの早いところ、あるいは韓国に今ソニーもパナソニックも負けてしまう、そういった事態になっていますので、ではやはり新たな経済政策を打っていただくということになると思いますが、やっぱりそうしますとそれが奏功する、あるいは現実として成長するまでにはなかなかいかないというふうにまず観念するならば、今言われたように、まずやるべきことがあるだろうというふうにかざるを得ないというふうに思っております。この中で、やはりこれから福祉関係、扶助費、これがやっぱり伸びていくだろうというふうに思います。そして、少子高齢化という大きな枠組みの中は、日本はその最先端を走っているわけでありますので、これに着目せざるを得ない。相当これは注意深く、村もそうですが、県も国も考えていかねばならんというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長、今ご答弁いただきましたが、特にじゃあこうやろうとか、そういうことじゃなくて、従来のそういう村長の考え方の域を出ていないというふうに解釈しました。これは個人の考え方ね、主義・主張、人間はそういうことがまず物事の考えがあって行動に移すんだと。重要なことは、その考えがいかにか時代に即した、それから世の中のいろんなことを俯瞰したそういうものを持っているかと。それが行動に移るんだと。私は、その考えがない人には期待できないんだと。人間は考えがない人にいくら行動をどうのこうのと言ったって、これはせんないことですから。ですから、私はそういう最も大事なことは、政治家として一般の我々、個人にとってもその人の考えていることがどういうことなんだと、それが最も大事なことで、それでその人間の評価というのは推し量れると、このように思います。それはそれとしても、しかしながら、西郷村長であられるというその公的な全責任を背負っておられる。これはそうはいっても、それで簡単に、じゃだめならどうしようもないなど、そういうことでは片づけられない。あくまでも世の中はすべて連続して続いているわけですから、その任に当たった人はやはり少しでも住民のニーズを酌み取り、あるいは自己研さんしながら、それから諸課題あるいはいろんな問題について適切な処理をしなきゃならないと、このように思います。

それで、今日はいろんな多岐にわたって質問しますが、いわゆる行政の無駄がどうなんだと。抜本的に、村長は具体的にこれからこういうふうやっていくんだということは、今お聞かせ願えなかったわけです。私はね、西郷村が特にとんでもないとは思いません、それは。恐らくこれは横並び、どんな役所も同じでしょう。そこに実は大変な病癖というか、そういうことがあるんじゃないかと。税金を納める人の立場に立ったそういう運営をされているのかと。特に為政者というのは、我々はこれは民間の選良ですから、村長の、特にそういった我々は民間の住民のそういった立場でやはり物を考えなきゃ、また、そういうことで敏感であらねばいけないと。これは役所側の実際の役人の人とはまた違うんですね。それをやはりきちっと絶えず敏感になって、あくまでも納税者の立場に立った行政をしてもらいたいと、こういうことなんです。それにはやはりさまざまな無駄はないとか、そういうことを絶えず点検して、そし

てより効率的な事業に重点配分する、そういうことが私は望まれると思います。しかしながら、先ほど言いましたように、どうも旧態依然のそういう予算を組んでいるんじゃないかと。

それから、事業にしましても、去年、一昨年になるのかな、西郷一中の体育館建設についても、これなどはやはり当然、西郷村に自衛隊という施設があるわけですから、補助金をなんでそこで使わせてもらえんのかとか、いろんな政治的なテクニックとか、そういうものを駆使できなかったのかと。それはひいてはこれ村単で議会も認めちゃった。しかしながら、結果的に、これは村長ね、例えば最低2割でも3割、あるいは50%の補助金を受けた。10億円の予算だったら5億円は補助金だと。それを活用したならば、その5億円なったとならないでは大変なことでしょう、これ。結果的に5億円、じゃそれを活用できなかったら村に損害を与えたということと同じなんです。ですから、私は何が何でもそういうことを職員に見つけてこいと、石にかじりついて。そういう気迫というか、貪欲なそういう政治の運営というのがちょっと希薄なんじゃないかなと、私はそう思いますよ。これはね、個人だったらそういう、こう簡単にそんなポンと何億円も出せるような金じゃないですよ。しかし、やっぱりそういう西郷村は、全国1,800自治体かな、これ。その中にあっても、基地を抱えるそういう自治体というのは限られております。その中で、やはりあったらあったりの、それを要するに担保していろいろ交渉ができるわけでしょう。防衛施設庁なり、自民党でも何でもいい、政府に対して。我々はこれによってこういうやっぱり不利益な面があるんだと、我慢しているんだと。しかし、国家の防衛のためには、これは日本国民として一端の責任があるから協力します。そのかわり、横並びの何でもないようなあれと一緒にっては困るんですよと、そこにはそれなりの恩恵を受けなきゃ、当然これはそういう理屈になるんですよ。それをなぜ私は活用しないのかなということなんです。

これは世の中みんなすべてそうでしょう。私は自衛隊の演習場を反対だなんて言いませんよ。しかし、一つの政治の駆け引きとしては、いや、これ防衛省で補助金出さなきゃどうなるかわからないですよ、あなたたちと。そういうやはり交渉のテクニックとかいろんなのがあると思うんです。なぜそういうことができなかつたんだと。要するにこれは自分で出す金じゃないから、結果的にできればいいんだろうねなんて、そうは思わないでしょうけれども。しかしながら、結果的にそういうふうになったということは、甚だ残念だったと。こういう一例を挙げましたが、すべていろんな事業に対してそういうものをもっと、一つの事業をやるんだったら、職員いっぱいいるんですからこれを見つけてこいと。そういうことをなぜ、やっているんだかわからないけれども、もう少し機敏に、また大胆に、積極的にやらないのかなと。そういうことが我々はこの歯がゆい思いをしているんだと。その点どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりですよ。私もこの財政運営をどうしていくかということが一番ポイントです。やっぱりこれまで今の企業誘致によって法人税を上げてい

くとかいろんなことをやってきましたが、景気に左右されますので、そうしますとどうしたかと。1つはやっぱり基金を積み増ししましたね。最高の税率あって不交付団体のときに私は金を使わなかった、基金に積んで。なぜか。こうあることを予想したから。もう一つは、今後財政出動が必至だというものについては、早く消していこうということで西郷観光の借金、あれも消しました、十四、五億円。それからこのグリーンタウン、早く売ろうと。あれも売ってうまくいきましたね。要するにマイナス材料を処理していく。さらに今の学校の、自衛隊の話がされましたね。自衛隊はこの雪割橋、おかげさまで7割補助をとりました。これもいろいろ皆さんのバックアップがあったからだと思っております。一中の体育館につきましては、自衛隊のあの補助金を使わなかったのはなぜかという話ですが、西郷村における文教施設の自衛隊は決まっているんです、幾らというのが。二中のときにそれを投入しましたから、一中は使えなかった。それによって別の補助金と負担金を入れたわけです。やっぱりいろんなことを考えて動いています、私も。やっぱり財源は今言われたとおり、しゃかりきになってこれを探さなければなかなか見当たらないし、それも一生懸命やれという義務を負っていますので、それはそれでやるわけであります。いろいろやっているつもりではありますが、やっぱりくれると言ったものについては、もちろん返さないという使い方もする努力をしなければならぬ。そういうことをやっていますので、事情、今自衛隊の話が出ましたので、一中についてはそういう事情があったわけです。別な補助金は2つ入っていますので、負担金と補助金ですね。いろいろやっているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） その一中の体育館ね、今2つできないんだと。それはちょっと私納得できないですが、西郷二中がああいう設備がいいですよ、暖房設備やいろいろ。片方が補助金を受けられて、じゃ片一方の西郷一中が受けられない、これはちょっとね、今そういう事情を話されても私は納得できないですよ。くれる側がそういうことだとしてもですよ、いや、とんでもないと。そこがやっぱり政治でしょう。ああ、そうですかじゃない。いや、とんでもないと、ふざけるんじゃないと。何だと。差をつけるのかと。いろいろこれ極端な話ですが、そういうことができると思うんです。それで村長、基金を積んでいると。これはすっからかんで年中借金だらけで、何て言うんだっけな、あれ。室井さんならわかるんだけど。あるときの米の飯でね。そのとき、あるときでもうみんな食っちゃえと、蓄えも何もないと。そういう状態でも確かに困りますね。しかし、あまりにも貯め過ぎとか、そういう何かもなくってただ漫然と基金だけ積みりゃいいのかと。その辺の兼ね合いだと思うんですよ。本当に大胆な、もうやっちゃえという人ならば、借金ばかばかにつくって、しかし人のためになることならこれもいいんじゃないかというようなことで、借金だらけになってもこれも一つの政治の姿です。しかし、何もやらないでただ貯め込むというのもこれも一つの、これはどこかの人が、何もやらない人はやらないのは悪だと、そういう哲学の話をする人もいる。何もしないのが悪だと。特にこの行政の政治の世界においては、何もし

ないなんていうのは、これ存在意義がないでしょう。いや、だからといって、やみくもにわけのわからないところに私は金を使えとは言いませんよ。しかしながら、その基金もただ漫然と積むだけじゃだめだと。それを基金なんだから一つの将来契約、これ10年も20年も村長やっていませんから、少なくとも2年、3年後にはこういうふうな大事業をやるから、じゃちょっととりあえず積んでおこうとか、そういうことなら私も納得できる。しかしながら、漫然とただ貯まったわいと、これが私の財政運営立派だと、そう言われてもにわかには私は評価はできないと。

やはりこれは1期4年という村長職、我々もそうですけれども、そこで現実の今の生活そのもの、今の時代を生きているその場で、とにかくその課題に果敢に解決したり挑戦してもらいたいんです。そんな3期目にどうやるからなんて言ったって、それは絵空事になっちゃう。ですから、その辺の兼ね合いというものをやはり考えながら、政治というのをやっぱりダイナミックにやっていかなきゃ、これどうしようもないですよ。今村内の人に聞くと、どうも何か停滞して何をやっているんだかわからないと。我々議会議員も言われちゃうわね、何やっているんだと。このごろ、これインターネットでしゃべっているんだわなんてわかる人もいるけれども。しかしながら、本当にね、これはそういう意味では村長の評価もそうだし、我々議会議員あるいは役場職員もこれはみんな一蓮托生に評価は同じですよ。ろくなことを何もしてないんだと、ただ飯食ってるのか、お前らと。結果が出なきゃそう言われても仕方がないんだわな。ですから、我々は少なくともこの西郷村そのものをもっと良くしようということは、これは偽りのない心ですよ。ですから、そういう意味合いにおいてですよ、村長はもう少し果敢にいろんなニーズを酌み取ってそれをやるべきだと思うんですが、どうも巷間皆さんが言うのには、なにか何も停滞して何なんだいと。何なんだいと言われても、我々はこうしろああしろって、執行者がやると言わなきゃどうしようもないでしょうと。これ村長の命を受けなきゃ職員も動けないんだわな、確かに。おまえ余計なことやってるんじゃないなんて言われたらだめでしょう、これ。やはり職員にこういう提案をばんばん出させて、それは何でもかんでも動けとはいかないでしょうけれども、少なくともやはり生きがいをこの職場において発揮させるようなそういうことをやらないと、ますますこれは閉塞になっちゃって停滞して、そういうもう烙印を押されているんです。いや、村長のことを一生懸命褒める人もいっぱいそれはいます、確かに。

だから、その辺をやはり私は身近にこういうふうにして見ていると、どうももう少し何とかならないのかなと。昨日の一般質問でもプールの問題やらいろいろ同僚議員が指摘ありましたけれども、まさにそれなんかも、やはり村長の頭の切りかえによっていくらでもできるわけですよ。だから、自分の言ったことはこれはもう金科玉条、何言ってるんだ、おれはもう突っ張るんだと、そういうふうにしかならないですよ。もう少しやはり柔軟に酌むべきところは酌んで、何も私らは破壊工作しているわけじゃないから、テロリストじゃないんだから。世の中、西郷村の後藤はテロリストみたいな、共産党かなんても言われてもあるし、そういうことではないですよ、これね。共産党かなんて言われるとね、上田君に怒られちまいそうだね。そういうことも言わ

れる、破壊者じゃないって。そういうことじゃないんですから、もう少し柔軟にその辺の妥協というか、要するに物事が成ればいいわけでしょう。その過程はいろいろぐしゃくもんだり、それはお互いに当然ですよ、これは。だからいくら村長が立派だといって、議会議員口開いて、はいーと、これもまた困るんだわな。こういう議会でも困る。だから、その辺はよくやっぱりこれは村長、胸襟を開いてもう少し柔軟に、要するに物事をやるという、そういうことを考えになってもらわないと困るね。その辺、再度どうですか。お考えを。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） いい話されて、そのとおりでと思って、私も金科玉条ではありません。よく打ち合わせをしてちゃんとやっていく。

※発言取り消しあり

1つはですね、本当に貯め込んでばかりでいいのかという話がありましたね。やっぱり貯め込んでいるということに見られるというのも、使わなければそうですね。やっぱり目的の基金があるということがあって、そのために使うということに決めていますので、それぞれでいいと思います。それから、今度は財政調整基金については一般財源として機動的に対応するというふうになりますので、やっぱり税の還付とか、一時期相当大きなものがあったということになりますので、そういうふうに対応するというのもあってつくっているわけでありまして。そういうふうにしますと、1つはそういう方向でいかせるというためには、やっぱり胸襟を開いてやっていくというふうになるだろうと思いますので、やっぱり西郷がいいというふうに言われるようにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番です。今の村長の後藤議員の質問に対して、新聞に書かれたり雑誌に書かれたりしないようにしてくれという話がありましたけれども、これはとんでもない発言だと私は思います。逆に私から言わせれば、民報新聞に書かさないでくれと言っているのと一緒なんですから。そういうことじゃなく。だから、あなたが今言ったのはね、議会が何か書かせたのをやらないでくれと。そういう新聞に書かれることとか、雑誌に書かれることをやらないでくれと言ったんですよ。これはね、やっぱりちょっと議会運営委員会で今のテープを回してね、確認してやっぱり発言取り消ししていただきたいなど。これは議会が何か騒がせているような、今言ったようにテロリストだと言っていたけれども、まさに後藤議員を侮辱、議会を侮辱しているようなことですから、やっぱり議運で1回これ審議していただきたいと思います。議長、お願いします。

（「議長」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。議運長、お願いします。（不規則発言あり）いや、ちょっと待ってください。今一つ一つやっていきましょう。

（午前11時57分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時58分）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男議員の議事進行について、議運長と協議をいたしまして、昼休み中ですが、12時45分から議会運営委員会を開催したいというふうに思います。

（「議長」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行で議長に申し上げます。ただいまの村長発言は、報道陣に対しましては、報道の自由というものがこれは憲法上認められているんですよ。それを今、村長発言は、報道の自由を脅かしたものとしかこれ解されないんですよ。それだから、その辺を一つ議長の範囲内で十分検討の上、措置を講じていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいまの議事進行についてでありますけれども、承知をいたしまして、先ほど申し上げた議会運営委員会にもご相談の上、善処したいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

なお、先ほど15番佐藤富男君、16番室井清男君より、議長に対して議事進行の発言がありまして、この発言の取り扱いについてただいま議会運営委員会を開催して答申をいただきました。その答申によれば、14番後藤功君の持ち時間の中で一般質問を終了させ、その後、休憩の上、議会運営委員会を続行したいというような答申でございましたので、そのように取り計らいたいと思いますので、よろしくご理解ください。

それでは、14番後藤功君の一般質問を続行してください。14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 先ほど午前中、私の質問に対して、100条委員会のことを村長は言及されました。私の言わんとするところは、結局いろんな課題について村長はもっと胸襟を開いて、いろんなことで我々と相談しながらそうやっていけば、難しい問題もこれは解決できることもあるし、そういうような体制でやったらいかなものかと。そういうことに対して、村長は、じゃ100条委員会もいろいろあまり意に沿わないことを何とかできないのかと。これは一つの正直な気持ちでしょう。これもわ

からない人は、何をもって問題があるんだといろいろこれね、いろんな人が、わからない人は思うわけですよ。しかしながら、100条委員会で今問題になっていることは、これは大いに問題があるからこそ議会ではこれは捨ておけないと。我々の職責上、これはそういういかがわしいというか、不透明だとか、いろんなそういうことに対して100条委員会ということを経験してやっていると。そのことに対して村長は、当事者、当然名前が上がっていろいろ指摘を受けたわけですから、その証言の中でいろいろ私どもも聞きました。それに対して今、これは問題じゃないかと、そういうことになっておりますね。事の是非はそれはわからないけれども、しかしながら、今までの調査の経緯から見ると、これはどうもやはり当初そういういろんな情報、それから調査した内容から見ても、これはちょっとまだまだ奥深いものがあるって解明すべきじゃないかと、そういう結論に達しておるわけですよ。そのことに対して村長が一つ、当然当事者としていわゆるナーバスに、敏感になるのはこれはやむを得ないと思います。しかし、ここは我々は個人を殊さら糾弾するわけではないんです。これは一つ税金の使い道が一体どうなんだと。この西郷観光株式会社という事業体において、委託費として1,300万円、あるいはいろんなもろもろのことで村の出ている金が7,000万円もあると。それを延々、その経営上の中身たるやそれがどうもおかしいんだと。そのことに我々はやっぱりメスを入れて、その原因たるものを究明していかないと、こういうことなんです。そこに問題があれば、当然それを是正していただいて、そしてそこで村長はやはり我々議会と、私が言いたいのはそのことなんです。だれがとんでもないとかどういふ、それ以前にその経営の内容をだめなんだ、おかしかったらそれを正していこうと。それに対して村長が、この前の100条委員会の証言の中で、じゃどうするんだと言ったら、いや、それはこのままで続けていくんだと。そういうことではね、これはもう全然よくしていこうとか、また、指摘されたそういう反省も何もないんだなということで、行くところまで行くほかないと、そういう我々のスタンスなんです。

だからその辺、むしろ村長が、そこを私は言いたいんです。もう少しね、そうなる前に、我々これ日常知らない仲でもないし、これ与野党、敵味方でやっているように見えるけれども、実はそんなことはないんです。それは話の真実というのは幾つもあるわけじゃないし、お互いに合意形成してよりよいものをというものは同じなんです。そこをもっと村長は胸襟を開いて、その問題はどこにあるんだと、もう少し相談しながらやったらどうなんだということなんです。その点について、先ほどそういう、ただその結果的にこういうことではちょっと、要するにおもしろくないということでしょうね。その辺はよく中身を見ればこれはわかることであって、だからその辺をもう少し、本来ならばですよ、村長はやはり執行者の責任として、我々も村民の負託を受けて選良として選ばれて代表者としてその任に当たっているわけだから、何も1万九千何百人の人に一々聞いて歩くわけがないでしょう。わずか18人の中で意見を集約した、我々もいろんなことを聞いているから。なにもそこで話をしてやったらいいんじゃないですか。そういう作業をどうも村長は怠っているなど、そういう

ことを私は指摘したわけですよ。その点についてどういうふう到现在考えているのか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 言っていることはそのとおりだと思います。やっぱり胸襟を開いてというのは当然だし、それをしなければなりません。これは村長の仕事でもある。やっぱり選挙で選ばれるということになって、そういう立場にあるわけです。しかし、やっぱり目指すところは、この西郷村の限らない発展ということに一致しているわけです。そうしますと、そこに竿差すようなことについては、できるだけ除却したいというふうに思うのも人情であります。そのためにということで今言われましたね、よく話し合いをすべきだと。当然だと思っています、私は。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） この問題はこれね、100条委員会でまだそこで審議しておりますし、これここで時間がないですから、本当はもっとやってもいいんですが、次の質問が残っておりますので移りますが、要は村長、もう少し、もう少しどころじゃない、本当にね、そういう作業がどうも村長は足りないと、一言で言って。それのみです。この問題はその辺にしておきます。

時間がございませぬ。村長はいいです。次のごみの収集ということで質問を出しておきました。これはどういうことかということ、担当課はあれですか、藤田課長、申し上げます。これどういうことかということ、いつだったっけな、1か月前ごろだね。私が2年前です、区長をやりまして、各班長さんにボランティア袋というものを配った経緯があります。まだ私もちょっと残っていたんですね。それで、ボランティア袋というのは、個人個人が片づけられないもの、あるいは不法に捨てたものを整理するというので、それでそれを使って収集場に置いてくださいというような私は理解をしておったんです。ところが、私、自分の周りのその袋で道路のごみとかいろんな農家のマルチ、そういうビニールとかいろんなものを片づけて、そのボランティア袋があったからそれに入れて出そうとしたわけです。ちょうど収集車が来ました。それで、当然私はそれを持って行ってぽっと、そうしたらその収集車の運転手が、いや、これはだめなんですと、持っていけないんです。何じゃそれは、ということですね、何で持っていかないと、どういうことだと。そうしたら、いや、これは持っていけないことになっているんですと。ボランティア袋でこれをね、今掃除した、自分のところじゃないですよ。それでこう詰めて出したのに何でいけないんだ。いや、いけないとそう決まっているんですと。何だそれ、とんでもない話だ。じゃ、あんた何ていうんだと、名前。名前がどうのこうの。それで、片一方の運転手もこれはだめですと。結局ね、この人たちに言ってもらちが明かない。ただその押し問答だから。ただそういう決まったからと。それは役場に言ってくださいと。ああ、そうか。じゃわかったと。その場はそれで私も引き下がった。実を言うと、これは私だけじゃないですね。ほかの住民の方も何かそういうことを言われたということも聞いています。

それで実際ね、例えばそのごみの収集のそういう決まり事が変更になったとか、そ

うということであるならば、きちっとやはり住民にそのお知らせをしなきゃならないと思うんです。何もわからないからそのまま出していて、そこでやっぱりそういう混乱が起きた。それにしてもね、このごみ収集車、あれはクリーンセンターの職員なのかな、一部組合。昨年、私も一部組合の代議員として出席したことがありましたけれども、まあその中の会議たるや、これは形式上、何のあれも、ただ集まってチョンで、議長が何々異議ございませんかと言ったら終わりだと。実際の内容たることについて、何らその議論がなかったですね。これも私も最初からわけがわからないから黙っていたですが、そういう経過の中でこの事務組合、それはもう統廃合して今は組織として残っておりません。それで、その運転手のやりとりの中で、私は率直に考えましたよ。これは税金を委託、これ公務員ではないけれどもね、しかしながら、その税金をいただいで飯を食っている割には、そのサービスする精神というのが全く感じられない。要はだめです、だめです。これ日本全体そういうことも言えるんだけど、あまりにも人に尽くそうとか、いや、決まりは決まりでいいんですけども、その場はやはりそういう一つの、わからないんだから、我々は。いや、こういうことだ。今回はそういうことで、じゃお持ちしますけれども、次はこういうことですからよろしく願いますと言うんならともかく、ただだめだと。こいつらはだれのために食わせてもらっているんだということを、もう一回再教育しなきゃならないと思うんですよ。その辺ね、これ実はどういうことなのかということ、担当課長、説明をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 環境保全課長。

○環境保全課長（藤田雄二君） お答えします。

この件に関しまして後藤さんから呼び出され、事情を伺いました。それで、後藤議員も区長さんをやられて、大変ボランティアに関してはご理解のある方だと認識しております。その後、組合の担当課長会議がありましたので、そういったものを提示しました、問題提示を。なぜ持っていかなかったのかと。こういったボランティア精神でせっかく集めてくれたものをなぜ持っていかなかったのかと。まだボランティア袋は生きておりますので、そういった形で私のほうから組合のほうに強く、そういったことがないように、そういったボランティアの方に対しては、そういった配慮とかいったものをきちっとやるように周知徹底をして、ボランティア袋についての収集については持っていくようにお願いをしてまいりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 課長のその言い方は非常によろしい。村長よりはっきりしているんだ。ただ、その答えは何も、ごみの当局は何をおっしゃったんだかわからないけれども、要は今課長が言うとおりの、ボランティア精神でそういう人たちがきれいにしよう。それを水を差すような、そういう尊い精神を全く殺しちゃうような、これが私は実は問題だと思っている。ごみをいたずらに散らしてぶん投げる人は文句言わないで、きれいにする人を叱るといのはどういうことだと。逆なんだ。その辺が運転手、決まりは決まりとして言いたかっただろうけれども、そういう配慮が全くない。

これは突き詰めれば教育の問題なんです。だから、これ村長に言うておくけれども、もう時間がないから。厳しくその点を一部組合の関係者の方々にこれは言うていただきたい。それを役に立たないようなら、みんな首だぐらいの調子でやらないとこういうことは改まらないと。私はもう、ごく一部のそういうことで申し上げましたが、これはやはりそういう住民のためになるそういうサービス精神というか、そういうことが全く欠けているからそうなっているんだ。その辺をもう一回たがを締め直してやってもらいたいと、このように思います。今の答弁でわかりました。

以上で私の質問を終わります。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後 1 時 1 9 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 1 9 分）

○議長（鈴木宏始君） 先ほど議長より、14番後藤功君の一般質問終了した時点で休憩をとって議運を要請するというような流れを申し上げましたが、ただいま議運長と協議の結果、予定されております一般質問をそのまま続行したほうがよいということでございますので、そのように取り計らいたいと思いますので、ご了解ください。

確認のためにもう一度議長より申し上げますが、14番後藤功君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇ 4 番 藤田節夫君

1. 子どもたちを放射能から守る施策について
2. 再生可能エネルギーについて

○ 4 番（藤田節夫君） 4 番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、子どもたちを放射能から守る施策についてお伺いいたします。原発事故から今日でちょうど1年9か月になります。しかし、まだ原発事故が収束するどころか、放射性物質が放出・拡散し続けております。特に子どもたちの被害が心配されております。チェルノブイリ事故では、子どもへの影響は4年から5年後に発生すると言われておりますが、既に9月の県民健康管理調査の委員会発表では、18歳未満の子どもから甲状腺がんが発見されております。今年の4月に村内の4歳から15歳までの方たちがホールボディカウンターで内部被ばくの検査をしております。その結果、2,201名のうち125名の方に放射性物質が検出されました。検出された親たちはもちろん、子どもを持つ親たちは子どもの将来について不安や心配で毎日を過ごしております。子どもの将来は、今の私たち大人が守ってあげなければなりません。結果が出てきてからでは遅いと思います。被害を想定して予防していくことが大事なことではないでしょうか。私は、放射能から村の子どもたちを守るためには、村全体で考え、できることは早目に行動するべきだと思っております。

昨日、15番議員からも報告がありましたが、私たち文教厚生常任委員会では、去る10月15日から3日間の日程で、所管事務調査として新潟県佐渡市に行政視察として訪問し、研修交流をしてきました。私は委員長として報告も含めてお話をしたいと思っております。目的は、原発事故による放射能の影響で、村の子どもたちや親たちが常に放射能を気にしながら毎日を過ごしている状況が続いている中、年に一度でも放射能の少ない場所で過ごさせることは、子どもたちの体にも効果があると言われております。私たちは、放射能を気にしないで伸び伸びと安心して体験学習や遊べる場所を村の事業として取り組めればとの思いで、今回佐渡との交渉を行ってまいりました。今回の視察研修には、常任委員会メンバーと、担当課長として学校教育課長、生涯学習課長、それに特に今回は村の子どもに関するということと、議員の研修では初めてではありますが、西郷村教育委員会から菊池委員長と佐藤委員も同行していただきました。佐渡市側としては、教育長、学校教育課長、商工観光課等が対応していただきました。話し合いの中で、西郷村の状況をよく理解をしていただき、ぜひ協力したいとのことでした。既に教育長は、内容については担当課長のほうから報告は受けていると思いますが、佐渡の自然や歴史・文化、体験学習などメニューが豊富で、佐渡には毎年体験研修、教育旅行として多くの方が訪れております。昨年は362校、1万9,532人の子どもたちが佐渡を訪れております。村の子どもたちが放射能を気にしないで伸び伸びとリフレッシュする場所として、私たちは申し分ないところだとして参加者全員、確認をしてきたところでございます。このことにつきましては、昨日、教育長から、村として実施する方向で検討したいという答弁があり

ました。このことについて、村長の考えもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4番藤田議員の一般質問にお答えします。

お話は昨日承って、教育長から答弁申し上げたとおりで、私もこの子どもたちの隔離といいますか、放射能の影響の少ないところで一定期間過ごすといったことは、おっしゃるとおり、効果があるというふうにテレビでも言っていましたよね、前に。そういうこともありますので、内容をさらに詳細に検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） できれば村長も執行者の立場なので、検討と言わずに、昨日、教育長がはっきり実施する方向で進めたいということを言っているのです、実施する方向で進めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そういう方向で。昨日申し上げたとおりでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） こういったリフレッシュ事業は、既に二本松市ではもう昨年の夏に佐渡市に事業として避難させております。さらには福島市では、今年度の予算に子どもの4,000名を対象にして約1億2,000万円の予算を計上して、子どもたちの低線量地域での活動をもう既に支援しております。今後も放射能被ばくから子どもたちを守るために最大の努力をすることが求められております。予防して何も出てこなければそれでよいことで、何もしないで何年か後に出た場合は取り返しがつかないことになると思っております。私たちにできることは、今結果が無駄だと思っても、やるべきことはやっておく必要があるのではないのでしょうか。村としてもそういった意味では、今後こういった子どもたちのご支援をよろしくお願ひをいたします。それで、村長はもう忘れたかどうかは知りませんが、昨年原発事故後の村主催で放射能について藤村教授の講演後に、村民の方から村長に対して質問がありました。内容は、もし西郷村が最悪の事態になったら、村民はどこに逃げるのですかという質問をされておりましたけれども、そのとき村長ははっきり答弁をすることができませんでした。今回、この佐渡市との交流をきっかけに、ぜひ佐渡市との友好交流も考えていったらどうなのでしょう、お伺ひします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今回、佐渡の教育長さんほか、今お話しあったとおり、いろいろサポートしていただいた。まことにありがたく、感謝をしたいと思います。子どもたちのことについては、やっぱりベラルーシの報告の中にありましたとおり、子どもたちは一定期間やっぱり隔離をして、そしてストレスあるいはその他の影響を最小限にすることが必要であると、そういった結果がNHKで放送されました。私もあのときに、そのことが必要だということが明らかであるならば、今回こういった事業という

ことはやっぱり国家としてやるべきである。これもいろいろ、さっきから村長はどういうことを要望してきたのかという中において、隔離政策といったことも要望しております。これは具体的に福島、二本松の例を話されましたが、その分、多分共通な事項でやっているんだろうというふうに思います。ただ、場所が佐渡だけでいいのかということもあります。もう少し暖かいところがいいとか、あるいはもう少しということで、子どもたちがこの大災害の後に日本中は何を考えてきたのかということ、ずっとNHK教育テレビでこの前検証しておりましたですね。やっぱり人材育成と同時に、今のような環境を整えてやること、こういったことも必要じゃないかということをおっしゃっていました。やっぱりそうしますと、外国の例あるいはそれを福島県に重ね合わせましても、子どもたちの対応といったことももう少し細かく、今言われたこともですね、申し上げたことも含めてやっぱりやるべきだと思っていますので、これももちろん前からそういったことを国・県に対してもおっしゃっていますので、我々はどうできるかということも、さらに詳しく検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 何を言っているのかちょっとわからないですけども、一定的期間、隔離政策ですかね、子どもたちの。そういったことを国としてやるべきだと、当然そういうこともあるでしょう。この原因をつくったのは東電であり、国の政策によって今こういう状況を招いているわけでありますから、それも当然あると思いますけれども、村の施策としてこういった事業を率先してやるべきじゃないのかと。国や東電のことを待っていたらば、子どもは毎日被ばくしているわけですから、そういった意味では、村独自で村の子どもたちをやっぱり守っていくべきじゃないんですか。それと場所云々もありました。それは私どもとしても今回佐渡市に行ったということですから、執行部の考えで佐渡に代わる場所でいい場所があればそれで結構だと思いますけれども、そういったことで進めていただきたいと思います。そして、先ほど私、質問の中に、西郷村が最悪の事態になったらどこに逃げるんだという、そういった施策を村長は頭の中に置いておかなければいけないのかなと私は思うんですけども、その質問に対してもう一度お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 西郷村に原発の発電所があって、全く同じ条件になったらということですか。（不規則発言あり）危機的と、（不規則発言あり）危機的というのは原発じゃないんです。たっけ。（不規則発言あり）やっぱり最悪という事態がといますか、放射能のことを考えますね。今回、我が西郷村にあの発電所があったらというふうになりますと、（不規則発言あり）やっぱり一番その被害の少ないところを選んでいくと言うしかありませんね。ええ。どこに逃げるかというふうになれば、やっぱり科学的見地を早くとって、そのベースの上で探すというふうになると思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） まあ天地災害ね、何が起きるかわからないのが今の状況だと思

ます、私は。そういった中で、友好都市としてどこか結んでおけばいいのかなど。じゃないと、双葉の町民みたいに埼玉のあっちの高校の校舎を借りているわけでしょう、今。じゃなくて友好関係を結んでおけば、お互いに助け合ったりできるんじゃないんですかと。西郷村には友好都市あるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どこにということ、今の佐渡はどうですかということですかね、裏を言うと。（不規則発言あり）そういう意味で言うとね。それで、やっぱり友好都市はどこにあるか。友好というか、やっぱりこれまでいろいろそういったことを積み重ねてきましたね。旧西郷村という地名のところ、あるいはいろいろ交流があるところということがあります。おただしのように、今回の原発あるいは大震災によって、どういうふうにそういった援助協定を結ぶべきかということも、今話をしています。災害援助協定ですね。これは県内、あるいは東北、あるいは東日本、あるいは東西日本といった組み合わせも必要じゃないかということも、今話をしております。これは町村会ということですけどもね。やっぱりそういったことがあって、お互いに助け合う、日本人として、あるいは世界からもいろいろ援助をいただいております。そういったことも頭に置いて、この協力体制をつくっていくということが必要だというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） なかなか話がかみ合わないの、次に行かせていただきます。

次に、子どもの放射能による健康診断の結果と今後の計画についてお伺いいたします。先ほども申しましたけれども、今年4月から2か月にかけて村内の妊婦の方と4歳から15歳の子どもたち2,201名がホールボディカウンターで内部被ばくの検査が実施されました。そのうち125名の方からセシウムが検出されております。県民健康管理調査委員会では、健康には問題ないとのことで、本人、家族に対して何の説明もなかったということでもあります。9月の定例会でも私、このことを質問しましたけれども、9月の議会の中では村長は丁寧に説明をするべきだと、私もそう思うと言っておりましたけれども、この件について検出された特に子どもの親御さんには説明をされたのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 質問にお答えいたします。

結果について、個別的にきちっと説明したのかというご質問だと思いますが、この検査結果、これにつきましては、県のほうから委託した原子力研究開発機構、こちらのほうから直接的に父兄のほうに検査結果が送られております。村のほうとしては、その部分についてはすべて県民健康管理調査ということで、そちらのほうで対応するということでしたので、そちらに任せてありました。それで、内容としては、検査結果と検査の見方、それから検査結果に関する問い合わせ、直接専用電話がありましたので、そちらのほうの問い合わせ番号の案内も入っておりましたので、前回の議会で議員さんのほうから質問があった内容よりはきちっとしたものが各家庭に届いている

というふうに思っております。その中で疑問等については、直接そこに電話するようというふうなご案内が入っておりました。それで対応していただけるものということで、村のほうとしては特段個別的な対応はしてございません。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。私が9月に質問したことについて、私も父兄の方から、前回もお見せしましたけれども、これ1枚、今言われた内容のこれしか来ておりません。疑問があったり、何かあったら自分でそこに電話しろと言われても、これはなかなかできるものじゃないですよ。やっぱり村の子どもたちは村で管理していかないと。そういった意味で私質問して、村長はそれもそうだという発言をいただいたので、その後、そういった説明をしたのかということでは私はお聞きしているんですけども。今の担当課長のお話だと、とりあえず県の管理調査のほうから行っているの、村独自としてはやっていないということの答弁でしたけれども、この結果は村にも当然来ているはずなんですよ。最初は来ていないけれども、村のほうで要求していただいている。ということはですよ、村でもその検査結果がわかっているということなんですよ、当然。であるならば、この今回セシウムが出た親御さんたちはどういった思いでやっぱり毎日過ごしているか。だから、私のところにも相談が来るし、それを本当にきめ細やかにやっぱり村の子どもたちを守っていく、親御さんを守っていく、そういった意味でやっぱりきめ細やかな説明も必要だと私は思うんですけども、この件について村長のご意見をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいまお話ししたとおりであります、やっぱり事細かにやるべきだと私も思います。直接村が1件1件ということよりも、今の話ですと県とタイアップしてやっているということですが、ただしかし、そればかりではわからないという声があるとすれば、やっぱりそれはそれでさらなる対応ということも必要だと思いますので、よく見ていきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。今後もこういう検査が継続して続けられると思いますので、そういった意味では、もう少しきめ細やかな対応を村のほうに要請しておきたいと思っています。

それとですね、これも前回ちょっと質問させていただいたんですけども、4歳以下の子どもの検査の実施はいつごろ予定しているかということと、ホールボディカウンターですが、前回の村長の答弁では白河地区に1台設置してもらえるように要請をしているということの答弁でしたけれども、これはその後どうなりましたでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 来年の4月1日から厚生病院でできますように、今市町村会といえますか、白河と西郡全部これで対応できるように、今話を進めているところでござ

います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 来年4月1日から厚生病院で実施できるように、今要請をしているという段階だそうですが、できればこれ本当に1日から実施できるように頑張っていたきたいなと思います。

それとですね、16歳から18歳の方は、そのホールボディ検査は終わったんでしょうか。それと、被災時18歳で、現在県外に学校や就職された方たちの対応はどうなっているのか、あわせてお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ただいま、どこまでやったのかを言いませんので申しわけありませんが、4歳から15歳までの2,201名です。そうしますと、それ以外の方はこれからですので、循環している今のバス、さらには今度固定するもの、両方で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） まだ未定だということによろしいですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 質問にお答えいたします。

先ほどの4歳の到達者の件でございますが、これにつきましては、今村長からもお話がありましたように、白河市と西白河郡で共同設置でホールボディカウンターが1台設置されますので、その中で優先的に対応していきたいというふうに思っております。それから、16歳から18歳の実施についてですが、これについては高校3年生が追加で県の調査に加わりまして、11月から12月中旬までで各高校等で3年生は実施をしております。それで、就職する前にこれらは終了する予定になっております。それから、残されました1年生、2年生ですが、16歳、17歳の方々、これにつきましては、1月から白河市のほうにホールボディカウンター車が入ってきます。その中で白河市内の高校、管内の高校については、1年生、2年生がその学校でやれるようになると思います。それ以外の方々、残された方々は白河市のほうで対応してくれるということなので、白河市の保健センター等で実施するというような運びになっております。それから、（不規則発言あり）もう一つありましたね。被災時18歳で県外に出ている方の検査はどのようになっているかということですが、災害時に18歳であった人で県外に出ている方、これにつきましては、県外にある新潟とか青森とかの医療機関とか、東海村の医療研究センター等で委託をして検査は実施しております。それ以外、そういうふうな部分が対応できないところは、結果的には帰って来たりしたときに実施を受けてもらうというような対応がなされているということでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今の課長の答弁はですね、県外では新潟県、青森県の医療機関及

び東海村の緊急被ばく医療研究センターで委託契約で行っているということでした。これは前回資料をいただいたんですけれども、ちょっと前の話だと白河厚生病院に4月1日から実施できるということになれば、やっぱり里帰りか何かしたときに、そのときに全員対応できるようなきめ細やかなそういった検査体制も必要だと思うんです。でなければ、今言われた新潟県、青森県で1か所ぐらいずつ行く人はいないですよ、こういうところにはね、子どもたちが。そういった意味では、そういった方向でやっていただければとお話し、要求をしておきたいと思えます。

次に、甲状腺検査についてお伺いします。11月に検査が実施されておりますけれども、まだ結果がどうなっているのか。出ているのか、出していないのかをまずお伺いしたいと思います。担当課長で。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

甲状腺検査でございますが、11月から集团的に施設、学校等で実施いたしまして、施設集団のほうはおおむね終わりました。現在は集団で実施されなかった方々の部分、これについては、各実施場所、県南地域で実施可能ですので、それを来年の3月、今年度いっぱい実施していくということになっております。それで、実施結果につきましては、今まだ検査中ということで、こちらに実施結果は届いておりません。そういうふうな状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 検査結果はまだということですが、実施されなかった人、県南地域で今年度中、3月いっぱい実施できるということですが、これはどちらの医療機関でやるようになるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 医療機関というよりは検査機関、ここですと保健センターとかと同じように、白河、郡山で指定された場所があるんですけれども、そちらに個別的に県のほうで場所を決めて、実施していくというようなやり方でやっていくものです。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） これもいろんなところに、方々に当時18歳の方も行っていると思いますので、そういったこともすべてゼロというわけにはいかないと思いますけれども、それに近い数の検査を村のほうでやっぱり対応していただきたいと思います。それで、甲状腺がんの発生は皆さんもご存じのように、事故から4年から5年後に発生すると言われておりますけれども、この甲状腺がんの検査計画が私がいただいた資料によると、今後20歳未満の子どもたちは2年に1回、さらには20歳以上になると、5年に1回の間隔で計画して検査をしていくということを聞いておりますけれども、これは事実というか当たっていますか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

甲状腺検査の検査計画ですけれども、これは災害時に18歳以下だった人が対象になります。二十歳までは、今おっしゃられたとおり2年に1回、二十歳以上では5年に1回の調査をして見守っていくということでございます。なお、県外のほうの場合は、県外の医療機関で個別的にやっていただくような方法になると思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今課長も申されたように、二十歳以下は2年に1回、二十歳以上になると5年に1回、計画的に検査をしていくということですが、先ほども申しましたけれども、この甲状腺がんについてはもう4年、5年後に出る。今は新聞にも出ておりましたけれども、検査機器が精密になり、検査結果も早くわかると、出てくるというようなことも報道されております。そういった意味では、今回11月ですね、先月、甲状腺がんの検査を実施しました。そうすると、次にやるのがもう4年後ですよね。要するに2年に1回ということになると、20歳以下の方は。それでは間隔があり過ぎではないんですか。私はやっぱりこれからですね、もう今2年目、3年目、4年目、5年目と、この甲状腺については毎年検査をするべきだと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。どちらでも。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 挙手。

健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） すみません。確かにおっしゃるとおり、始まりが始まりで、先行調査としてこれでも甲状腺のほうは県民健康管理調査の一環としてやはり実施されているわけでございます。村の単独調査をしているということではないので、私のほうからそれ以上はお答えはできないんですが、それでも二十歳未満の方は2年に1回ですか、だからこの3年、5年をもう少し充実させたらばというご質問だと思うんですが、その辺のところは県民健康管理調査ということで、私のほうから県のほうにはお願いするということは可能かと思っておりますので、そのようなことはしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 毎年するように、県民健康管理調査のほうに要望していくということですが、こういったがんは早期発見、早期治療が一番望ましいと私は思うんですが、できるならば村独自としても最低、年に1回はやるべきではないんでしょうかね。このベラルーシでもそういったことで多くの子どもさんたちがもう甲状腺がんが出ているわけですから、わかっていることなんですよ。既にもう1年目でそういった検査で、この地域ではないんですが、第一原発の周り13市町村の子どもたちにはもう出ているわけですよ。健康管理調査のほうでは認めていないんですが、1人はもう確実に甲状腺がんが出て、さらには138名の方が何らかのしこりがもう出ているということがもう報道されています。報道されました。そういった意味では、村の子どもたちを守るためには、そういったことも本当に率先して村

として独自調査でもやれるんじゃないかと思うんですけれども、村長にお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） このお話しの件、本当にうなずけるところもあります。いろいろ聞いてもですね。ただ、本当にその判断がどういうものなのかということも、今お医者様ですね、ドクターが集まってそういうふうになっているんだろうと思います。ただ、やっぱり心配な向きは伝えてですね、そういうようなやつが通るかどうかをお願いするといいますか、そういうことをやってみたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番議員、休憩を入れていいですか。

○4番（藤田節夫君） はい。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いずれにしましてもですね、村内にいる子どもたちも、村から、当時18歳でいた子どもたちも、すべて村の子どもたちとして健康に関しては追跡調査なりやるように要請をしておきたいと思っております。それと、この県民の健康問題ですけども、将来的にこれ補償させなくてはいけないと私は思うんですよ。ということは法制化するというところで、村長も、昨日ですか、今日かちょっと忘れちゃったけれども、6月の国会で原発事故子ども・被災者支援法が成立しておりますけれども、中身が全然明確になっておりません。放射線の量もそうですし、地域に至ってもそうですし、こういったことをやっぱり村としてしっかり注視していくべきだと思いますので、このことを申し伝えまして、次の質問に移りたいと思っております。

次に、小中学校のプール授業についてお伺いいたします。このことについては、西郷村のPTA連合協議会から平成24年度の要望事項としても上がっていると思いますが、村の子どもたちは放射能の影響で2年間、水に親しむことができませんでした。放射能の影響を考えれば仕方ないのかなとは思いますが、子どもたちはご存じのように水が大好きです。幼児期に水に親しむ機会がなければ、大人になっても水が怖くなり、泳ぐことも難しくなります。また、子どもの成長していく過程においても、水に親しむことは大変重要なことだと言われております。そういった意味では、この2年間のブランクは子どもたちにとって大変大きな損失になりました。学校敷地内の植え込み等の除染もようやく始まったみたいですが、来年度の学校プールの使用について、昨日、15番佐藤議員のほうから質問があり、除染をしてその結果を見て、さらには保護者の方たち、関係者の方たちと相談をしながら実施の方向で検討し

ていきたいということをお聞きしておりますので、その点は答弁は結構であります。今、西一中の体育館が完成して第2期工事が始まっていると思いますけれども、西一中のプールの設置というか、そういった意味で、以前、西一中にはプールをつくらないんだというようなことで当局のほうから提案があり、さらには私はここでほかの小中学校がプールあるのに、西一中だけないのはやっぱり不公平であり、西一中にプールをつくるべきだという質問をいたしました。その中で、村長は、つくる方向ですとはっきり明言しておりますけれども、今の村長のお考えをお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 4番藤田議員のご質問にお答えいたします。

西一中のプールの件でございます。この議会でも何度かご質問をいただいております。その折に申し上げてまいりましたのは、今おかげさまで西郷一中の体育館、整備がなされまして、関連して環境整備を今させていただいているところでございます。その中におきまして、そのときにも申し上げたんですが、学校からの意見は何としてもグラウンドの確保をしてほしいというのが第一のお願いでございました。保護者の皆様方の同意もそのようでもございました。それで、とにかく環境整備を進めさせていただくということで、そのときにもプールが入る余地が今の状況ではないんですというご説明を申し上げたとおりでございます。環境整備が平成25年度にはというふうに思っておりますので、その中にはプールの設置ということが入っておりません。それで、今ほどお話しありましたことにつきましては、その後、またよく皆様方に相談を申し上げたいということになると思います。そのときに屋内プール、このこととの関連なども含めてということになっていくかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今度の第2期工事というか、環境整備の工事の中にはプール工事は入っていないということで再三報告があったと今答弁されましたけれども、私はあまり聞いた覚えはないですけれども。私はですね、先ほども申しましたように、子どもたちが泳ぐことは、相当体力的にも健康にもよろしいということで、これは立証済みで、ご老人の方もプールへ行っって一生懸命健康増進に通っておる方もおります。それで、熊倉地区には子どもたちが夏休み、プールで遊ぶ場所がないんですよ、私の記憶では。結局、熊倉小学校のプールに来て夏休みは泳ぐという形になっていると思うんですけれども、そういった将来的な意味も含めて、今地域の交流の場とも夏休みはあると思いますので、そういったことも考慮していただいて、ぜひ今後の計画に検討の課題に入れていただければと思います。さらに、先ほど来の除染してプールが使えるようになれば使っていきたいと、各学校の。そういった中で、西一中の子どもたちの対応はどのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

西一中のプールのことについて、今ほど申し上げました。それで、ではどうするの

ですかということでございます。その前に、熊倉地区の小学校の子どもたちのお話ありましたが、これはやはり熊倉小学校にちょっと置いていただいて、そしてそこで夏季休業中等のプール使用をしていただくと。これは小学校のプールと中学校のプールが構造的にも違うものですから、そういうことを水深の関係等を含めてせざるを得ないというふうに考えています。ところで、一中生の子どもさんたちのプールですが、本当に申しわけなく思っています。それで、このプールにつきましては、ほかの学校につきましては、今おかげさまで校庭以外の場所の除染をしていただいております、プールについても同じでございます。平成25年度にはぜひそれぞれの学校のプールを使って実施するという事は、先ほど議員さんからもお話しあったとおりでございます。そのように考えております。一中につきましては、申し上げたとおり、プールが事実ないわけでございますので、今年度、平成24年度まで行ってまいりました民間のプールを使用して、そしてプールの水泳の授業を実施させていただくというふうに考えておまして、学校にもよく説明をし、よく相談もし、保護者の方々への説明等もさせていただきまして、そのような方向で行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 西一中の子どもたちは民間のプールに行くということですがけれども、私とすればね、やっぱりその水深問題はいろいろあると思いますけれども、そういったことも考慮しながら西一中にプールをつくっていただき、そこを熊倉地区ですね、谷地中、熊倉、鶴生、高助方面の子どもたちをそこで夏遊ばせると、水に親しんでもらうという方向で検討していただけたらと思います。答弁は結構です。

次に、屋内遊び場についてお伺いたします。このことにつきましては、私たち文教常任委員の中で所管調査ということで、屋内遊び場の設置ということで昨年12月から行動してまいりました。さらには村内の保育園、幼稚園を訪問して調査する中で、園長先生などからのお話もお伺いしながら、今は砂遊びもできないんだというようなことで、JRAに行ってもどうかできないかというようなお話などをしてきた経過があります。そういった経過を踏まえながら、6月議会で予算を計上されてきたところでございますけれども、もう今12月を迎えるに当たって半年間も過ぎてしまったんですけれども、なぜこのように遅れたのかと、着工が遅れて完成が遅れた原因がどうだったのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 4番藤田議員の一般質問にお答えします。

質問の、着工がなんで遅れているのかというふうなおたしでございますが、先週の金曜日、遊び場の説明ということで資料を提示しましてご説明したんですが、再度説明させていただきたいと思っております。それで、6月議会で補正予算を議決いただいて、その後すぐ建設課のほうに発注をお願いしまして、建設課のほうで、まずはもちろん設計業務委託がありますので設計、その後、建築確認ということで体育館の本体工事の着工が11月1日と。それで竣工が3月15日の竣工ということで、福祉課サイド

としてもなるべく早く期間を詰めて工事をやっていただいて、遊び場のほうも早く開園、オープンしたいというふうな話で詰めていたんですが、いかんせんこういうご時世で、いろいろ業者のほうもかなり多忙ということで、適正な工期はとらなくてははいけないというふうなことから、今申しました本体工事の3月15日、それに合わせた遊具等の契約、設置で、春休みのオープンということで先週ご説明いたしたんですが、そのような形になっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） よくわからないんですけども、6月に契約着手になってますし、10月から契約着工、これ10月に確認申請を行っているんですよ。それで、これ6月からだともう半年過ぎているわけですよ。これ完成するのが3月だということであればですよ、昨日のお話じゃないですけども、じゃ本当に屋内プールが8か月ぐらいでできたのかということは疑問視せざるを得ないですよ、これ。でしょう。6月にこういう補正を組んで、できるのが3月ですよ。これは質問事項にはちょっと入っていませんでしたが、そういう感じで、この計画でいうとそういうことも成り立つとは思いますが。課長に聞いてもどうしようもないことだと思うんですけども。それでね、私が思うのには、子どもが毎日こう被ばくしている状態、村の子どもたちが。そういったことで村長はじめですよ、皆さん、管理者がそういう危機的意識というか、本当に子どものことを考えているのかなと、私は疑問視せざるを得ないですよ。もう既に白河では2か所できるし、テレビでご存じのように郡山でもどこでもあっちこっちでももうオープンしてやっていますよね。ああいうのを見ていると、もう歯がゆくてならないです、やっぱり。もう一日も早く望まれて、こういう室内遊び場を望まれているわけですよ、お母さんたちは。村のお母さんたちはみんな白河に行くって言う話をよく私は耳にしますけれども、西郷もできるんだよって、いつできるのって、そういう話になっちゃうんですよ。そういった意味ではね、本当にこういった問題は優先的にちゃんとやっていただきたいなと思っております。それとですね、遊び場の遊具についてのプレゼンテーションが12月19日に行われることになっていると聞いておりますけれども、このプレゼンテーションに参加する方はどのようなメンバー構成になっているんでしょうか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

プレゼンテーションの選定委員会ということで、遊具については各メーカーさん、今回5社ということでイメージ図を資料で先週示させていただいたんですが、そういうやつについては何でもそうなんですが、商標法に基づく権利がありますので、そのやつでほかのところでできないというふうな形でそのプレゼンを実施いたします。それで、公平な選定ということで、委員につきましては副村長に選定の委員長になっていただいて、以下、総務課長、建設課長、健康推進課長、生涯学習課長、学校教育課長、あと、まきば保育園、みずほ保育園の園長、あと小田倉、熊倉の児童館館長ということで、なるべく児童福祉、保健、教育、そういうふうな担当の各課長になってい

ただいで選定をお願いしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今そのメンバーですか、委員長は副村長であるということですがけれども、先日これが私どもに渡されましたけれども、これでは何がどうなっているのか、この各社、よく私にはわからないですけれども、いずれにしてもですね、もう少し村内のお母さんたちや実際に携わる人たちの意見も聞きながらというか、そういった意見も取り入れながらやるべきではないのでしょうか。まだ少し時間があるので、そういった意見もとりながらやるべきだと私は思います。さらにはですね、対象児童がゼロ歳児からになっていますので、その赤ちゃんの授乳場所は考えているのかどうか。今つどいの広場、これはちょっと別の話で、つどいの広場をやっていると思うんですけれども、どこだ、あそこは、社会福祉協議会でやっているのかな。もう授乳場所がない、何とかしてくれなんて言われているんでね、こういったところもやっぱりそういったお母さんじゃないと気づかないと思うんですよ。だから、そういった意見も取り入れるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

2点目のまず第1点のお母さん方の参加ということだったんですが、今回のプレゼンに当たりまして、いろいろな業者さんに注文をつけてそういうふうな構想を練ってもらっております。それらの注文につきましては、福祉課の所管で保育園とか、あと児童館とか児童クラブとかということで、児童福祉を専門に携わっている大ベテランの先生方とか指導員の方がおりますので、そういう方々からいろいろな意見を聞きながら、また、そういう先生方はもちろんプロですし、いろいろな施設を見たり、実際保育園とか児童館に預かっている場合については、お母さんとかお父さんとか、そういう方々からそういう話も聞いておりますので、そういうやつを集約してそういうやつを条件つけております。あと、なお私ら担当のほうでも、議員おっしゃるように、白河とか須賀川とか何か所かオープンしているところがありますので、そういうところを見させていただいて説明を受けて、いいところはなるべく取り入れたいと。それで、悪いところとか修繕できるところについては直して、より一層いい施設をつくるというふうな形で考えておりますので、現行の形でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。あと、2点目の授乳の場所ということなんですが、もちろんそういうふうな要望も聞いておりますので、授乳の場所とか、あとは屋内砂場ですか、かなり屋内砂場ということで要望が強いということで、屋内砂場とか走り回れるスペースとか。あと、一番私ら怖いのはけがが一番怖いですので、そのけがの一番の原因となると、まして小さな子どもと大きな子どもが一緒にいる場合、ぶつかるのが一番危ないんだということで、そういうスペース分けとか、そういう形で安全を第一に注文をつけてプレゼンの案のほうを練ってもらっていますので、そういう意見も十分に踏まえたものだというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 使いやすさ、悪さはできてみなくちゃわからないと思うんですけども、つくった後で本当に批判が出ないようないいものにしていただきたいと思います。さらに、放射能を気にせず子どもたちが元気に伸び伸びと遊び、お母さんたちの不安の解消や心理的ストレスが解消できるような、そんな施設としてできればと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。再生可能エネルギーについて質問いたします。昨日も佐藤議員のほうから質問がありまして、そのとき私も村長の答弁を聞いておりました。村長は脱原発宣言をしたにもかかわらず、原発に代わるエネルギーについて、村として今後どうしていくのかの方向性や具体策、計画もないことが昨日の答弁でわかりました。現在、衆議院選挙が行われていますが、その最大の焦点の一つに今後のエネルギー、日本のエネルギー政策について、脱原発か原発依存かが問われております。さらに、マスコミでは最近報道しておりませんが、今でも毎週金曜日に首相官邸前で脱原発、大飯原発再稼働中止を訴えて抗議行動が行われております。福島は原発事故の被害の当事者で、苦しんでいる自治体の長として、また、福島県町村会の会長として、脱原発に向けた政策をいち早く発表し、つくり上げていかなければ私は立場としていけないのではないのかと思っております。再度村長にお伺いしますけれども、村長が脱原発を宣言したのであれば、自然エネルギーへの転換を図っていくべきだと私は思うんですけども、再度村長にお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 再生可能エネルギーということでございまして、言われたとおり、脱原発と言った場合は、別なエネルギーがなければ今までの生活が維持できませんので、そのための手当てを講じる必要がある、それは当然でありますので、そう思っています。ではどうやるかということですね。昨日も申し上げましたが、このソーラーですね、風力、バイオマスとか小水力とかいろいろ申し上げました。これは平成22年の西郷村新エネルギービジョンに書いてあります。その後、この原発事故が起きましたね。やっぱり今の目指すところというふうになりますと、一番はやっぱり原発の何たるか、あるいは放射能の人間に対する影響というものを早く明らかにしてもらいたい、その間は全部使わないでもらいたい、そういうことに立ちます。そうしますとということで、今その次にすぐに行くというのは、再生エネルギー、先ほど申しました項目ですけれども、中間に新たなメタンハイドレートとかシェールガスとかいろいろありますね。そういったものを途中で調整しながらというふうになるだろうというふうに思っていますが、やはり一番の問題なのは、ソーラーあるいは風力、バイオマス、小水力、テレビでもずっとやっています。やっぱり初期投資に相当開発エネルギーが必要だと。

知事とドイツに行ったときにも、やっぱり日本に期待するものとして、この新たなソーラーですね。ソーラーとするならば、これまでの起電力、1平米で何キロワットとかいろいろありますね。ああいった効力を上げる技術開発をやっぱりやってもらいたい。もちろん世界中でやりますけれども、日本に対してはそういったことを一緒に

やりたいという話もありました。当然この福島県においても、その効率のいい発電装置の開発、そういったものを急がなければならない。それも原発の事故の発生県として、福島はそのトップに立つべきだという考えを持っているわけであります。やはり今、ソーラーにつきましては、この太陽光発電補助制度ということが進んでおります。その他のエネルギーについても、やっぱり可能量とかそういった具体的なもの、公共施設につきましては、学校等とかそういうふうに今までの既存のものについては既に設置をしてあります。しかし、もっともっとこの発電能力の高いものといったものが望まれています。そういうことについて、小水力とか、今家庭用は180万円できるとか、いろいろな情報ありますですね。50センチの落差があればいいとか。やっぱり初期投資をいかに抑えるか。2番目はこの発電効率、そういったものを上げる努力をやっていく。昨日も申し上げましたが、国・県と一緒にということで頑張っていくしかないというのが今の段階でありますので、同時に今、民間でもそのための補助金を利用してこの設置、あるいは実証実験等が進んでおります。これらと同時に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今の答弁を聞いていると、昨日から、昨日、今日だから変わるわけないと思うんですけども、私は言いたいのはですね、やっぱり西郷村の電力をどうしていくのかということ、そういったビジョンですかね、村長の。そういったことが聞きたいんですけども、それも聞かれないということです。原発は今回の事故で人間社会とはもう共存できないということが立証されたとは私は思うんですよ。私はこれは絶対に廃止していくしかない。もう核の廃棄物もどこに捨てるかわからないと、もういっぱいだという状況のまま、そういった最終処分場もないのにこれを続けていくということは、到底許しがたいものだとは私は思っております。それで今、何かあまり展望がないところで、こういった質問をするのは適当かどうかかわからないんですけども、平成25年度、来年度の予算にこういった自然エネルギーの対策費というか、そういった予算というかな、そういったことで何か考えはありますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 具体的な予算計上については、これからいろいろ事業の構築と査定、2月というふうになります。ただ、前提条件として、今言われたように新たなエネルギーを手にしたい。言われたとおり、脱原発するならば別なエネルギーによる生活スタイルあるいは新たな研究、いろいろ出てくると思います。そういったことがこの西郷村の条件に合う、あるいは可能性があるもの、エネルギー依存の中にはソーラーとかいっぱい書いてあります。でも、具体的にそれをしていくのがということの具体性ですね。民間でも同時に始まるものがあると思います。現行の制度ですと、やっぱり3分の1とか10分の1とかいろいろ補助制度があります。こういったことを使うもの、あるいは新たな実証実験をもって先ほどの起電力を上げていくものに加わっていく。いろんなことがこの放射能の影響の中においてはやることが山積しておりますので、その部分、今議員が言われたものについても具体的にできるものがあるなら

ば、それについても対応していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 小水力なりソーラーなり、そういうことはもう十分言われ尽くしていることなんです、そういったものがあるということは。だから、小水力なり風力なり、この西郷村独自にやっぱり1つ目標というかね、西郷村は原発はもう使わないんだというようなプロジェクトチームを立ち上げるなり、もうやっていって不思議じゃないと私は思うんです。以前申しましたけれども、岩手県の葛巻町ですかね、あそこはもう100%以上の自然エネルギーで発電しているわけですよ。そういったところが日本に今あちこちにもう進められようとしております。そういった意味では、西郷村は福島県内にあるわけだし、それで福島県は大丈夫だよとやっぱり全国に発信していく、そういったことも私は重要だと思います。それで、公共施設へのソーラー発電の設置、補助金によって小田倉小学校と西郷一中に設置されたということで聞いておりますけれども、その発電量が約30%までちょっと欠けているということですが、原発に電力が依存するのは3割なんです、全体の3割。ということであれば、せめて公共施設にソーラー発電、すべての公共施設ね、コミュニティセンターなり消防の屯所なり、そういったところにまず西郷村の目標としてやっていくべきじゃないかなと私は思うんですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 考えは正しいと思います。問題は設置費の当初の負担が相当にかかります。今やっぱり一番はこの起電力を上げるものを見てということがあります。今42円で買うということもありますので、民間として発電所のサブを目指す部分もありますし、あるいは今言われたように自己消費の部分についてどれだけ賄えるかということもあります。補助制度だけですけれどもね。そういったものがやっぱり同時に進んでいく、そういう状況になるだろうと思っております。一番その学校全部つくのかつかないのかということをもっと最初やりましたときに、やっぱり屋根の工事、その耐力といいますかね、重量と風圧に対応できるのかということをしたときに、なかなか陸屋根以外は難しいという状況もあって、全体にいかなかったという経緯がありますので、だんだん軽量化とかそういうものも進むというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） その屋根がもつかもたないか、重量というのが。別に屋根につけるだけが能じゃないんで、以前いわきの平工業ですかね、ここへ行ったときにこういう平地にバードとパネルが設置してありましたけれども、屋根にかけるだけが能じゃないと私は思うんですけれども、そういったことも含めてやっぱり検討委員会なりを立ち上げてやっていくべきだと思います。そういったことをやっていって早急に立ち上げていただきたいと思います。それで、村長にお伺いしたいんですけれども、今月の12月15日に東京電力から追加賠償の金額が公表されました。これは今年の1月から8月までの分ですね。ところが、もう東電はですよ、加害者でありながら一方的

にですよ、これで補償の打ち切り、今回で終わりということを表明してきたわけですよ。私は新聞報道でしか見ておりませんが、こういったことにやっぱり私たちは納得するべきではないのかなと思います。したがって、私たち村会議員は今回の賠償を拒否してですよ、補償金を拒否して今後も東電を追及していくことを決議いたしました。それですよ、このことについて村長は、村長の立場としてこの補償金をどうするのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） やはりこの賠償ですね、補償、そういったものの内容とその現実の放射能との関係、よくこれがお聞きしなければわかりません。よくこのことを聞いて、納得できるようにそういった話を進めていくという考えでおります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） よくお聞きするということですがけれども、今は電話というものもあるので、ああいった報道がされたらね、当然村民からもいろいろ来ると言うんですよ。では、村長の立場としてやっぱり答えを持っていないと、さらにはお聞きするんじゃないくて、今現在もう聞いて、そういった答えを用意しておくべきだと私は思うんですよけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 当然であります。東電の方々にもよくお聞きする機会をすぐにつくりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今の段階で、村長はこの追加賠償金を受け取るつもりでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議会の動きはわかりましたけれども、よくお聞きした上で考えたと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） よくお聞きして考えるということですが。やっぱり村長もね、これまでの流れ、さらには放射能が消えたわけじゃないし、一般の方の損害賠償問題だっただけからの方がたくさんいるしね、商売やっている方も。そういった意味では、今はこれをね、こうやって精神的障害、子どもに対してもそうですし、我々だってまだ畑、山、自然、汚れたまま除染もなされていない。こういった状況で打ち切られるというのはやっぱり納得いかないと思うんですよ。そういった意味では、私見としてでもいいですから、私ももらわないで一緒に頑張っていくというような回答をお聞きしたかったんですけども、それもないということですが。私はこの原発に対してはですね、先ほどから申していますけれども、この問題に対して原発の即時停止は無責任だと言う人がおります、当然、テレビなんかでも見ているとね。先ほども申しましたけれども、核の廃棄物の最終処分場も決まらないままこのまま運転を続けていいのかと、これほど無責任なことはないのかなと私は思います。そういった意味では、村長、この村の長であります。先ほど来申しておりますけれども、自然エネルギー社会の実現

のためにやっぱり努力して、この西郷村を本当に住んでよかったというような村にしていただきたいと思います。回答は結構です。これで一般質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

明日12月12日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時02分）

